

平成26年第2回邑南町議会定例会(第5日目)会議録

1. 招集年月日 平成26年3月3日(平成26年2月19日告示)
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 議 平成26年3月13日(木) 午前9時30分
閉会 午後3時33分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	辰田 直久	13 番	亀山 和巳
14 番	石橋 純二	15 番	三上 徹	16 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	辰田 直久	13 番	亀山 和巳
14 番	石橋 純二	15 番	三上 徹	16 番	山中 康樹		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副町長	桑野 修	総務課長	藤間 修
危機管理課長	細貝 芳弘	定住促進課長	原 修	企画財政課長	日高 輝和
情報推進課長	小林 雅博	町民課長	服部 導士	税務課長	上田 洋文
福祉課長	飛弾 智徳	農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	日高 始
建設課長	土崎 由文	水道課長	朝田 誠司	保健課長	日高 誠
会計管理者	安原 賢二	瑞穂支所長	川信 学	羽須美支所長	加藤 幸造
教育委員長	河野 義則	教育長	土居 達也	学校教育課長	田中 節也
生涯学習課長	能美 恭志	農業委員会長	田中 正規		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 沖 幹雄 事務局係長 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

平成26年第2回邑南町議会定例会議事日程(第5号)

平成26年3月13日(木) 午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 請願の委員長報告

請願第1号 邑南町男女共同参画推進の町(仮称)宣言に関する請願

請願第2号 「高齢者の負担増と保険給付の削減を押し付け、市町村に責任を転嫁する介護保険の見直しに反対する意見書」の採択を求める請願

請願第3号 「TPP交渉からの撤退を求める意見書」の提出を求める請願

日程第4 議案の討論、採決

議案第8号 指定管理者の指定について (くるみ学園)

議案第9号 指定管理者の指定について (くるみ邑美園)

議案第10号 指定管理者の指定について (石見デイサービスセンター、瑞穂東デイサービスセンター)

議案第11号 指定管理者の指定について (高齢者ふれあいプラザ)

議案第12号 指定管理者の指定について (高齢者生活福祉センター)

議案第13号 指定管理者の指定について (知恵工房、ねんりん工房)

議案第14号 指定管理者の指定について (高齢者生きがい活動センター)

議案第15号 指定管理者の指定について (福祉用具リサイクルセンター)

議案第16号 指定管理者の指定について (いわみ西保育所、東保育所、日貫保育所)

議案第17号 指定管理者の指定について (はあもにいはうす、ハートフルみずほ、ぐるーぷリビング)

議案第18号 指定管理者の指定について (瑞穂西デイサービスセンター)

議案第19号 指定管理者の指定について (邑南町青少年旅行村)

議案第 2 0 号	指定管理者の指定について	(久喜林間学舎)
議案第 2 1 号	指定管理者の指定について	(ほたるの館)
議案第 2 2 号	指定管理者の指定について	(はすみ交流センター、はすみ温水プール)
議案第 2 3 号	指定管理者の指定について	(邑南町農作業準備休憩施設)
議案第 2 4 号	指定管理者の指定について	(邑南町婦人若者等活動促進施設)
議案第 2 5 号	指定管理者の指定について	(邑南町猪肉加工場)
議案第 2 6 号	指定管理者の指定について	(邑南町ふれあい体験農園)
議案第 2 7 号	邑南町課設置条例の一部改正について	
議案第 2 8 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について	
議案第 2 9 号	邑南町表彰条例の一部改正について	
議案第 3 0 号	邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	
議案第 3 1 号	邑南町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	
議案第 3 2 号	邑南町職員の給与に関する条例等の一部改正について	
議案第 3 3 号	邑南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
議案第 3 4 号	邑南町福祉医療費助成条例の一部改正について	
議案第 3 5 号	邑南町国民健康保険税条例の一部改正について	
議案第 3 6 号	邑南町観光案内所条例の一部改正について	
議案第 3 7 号	邑南町溜池施設条例の一部改正について	
議案第 3 8 号	邑南町若者定住促進住宅管理条例の一部改正について	
議案第 3 9 号	邑南町消防団条例の一部改正について	
議案第 4 0 号	邑南町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について	
議案第 4 1 号	邑南町地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の制定について	

議案第 4 2 号 邑南町地域資源活用技術習得施設条例の制定について

議案第 4 3 号 邑智郡総合事務組合規約の変更について

議案第 4 4 号 市町村建設計画の一部変更について

議案第 4 5 号 町道路線の廃止について

議案第 4 6 号 町道路線の認定について

議案第 4 7 号 平成 2 5 年度邑南町一般会計補正予算第 8 号について

議案第 4 8 号 平成 2 5 年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 4 号について

議案第 4 9 号 平成 2 5 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 3 号について

議案第 5 0 号 平成 2 5 年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第 5 号について

議案第 5 1 号 平成 2 5 年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第 5 号について

議案第 5 2 号 平成 2 5 年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第 4 号について

議案第 5 3 号 平成 2 6 年度邑南町一般会計予算について

議案第 5 4 号 平成 2 6 年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第 5 5 号 平成 2 6 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について

議案第 5 6 号 平成 2 6 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第 5 7 号 平成 2 6 年度邑南町簡易水道事業特別会計予算について

議案第 5 8 号 平成 2 6 年度邑南町下水道事業特別会計予算について

議案第 5 9 号 平成 2 6 年度邑南町電気通信事業特別会計予算について

日程第 5 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第 6 0 号 「邑南町民防災の日」の制定について

日程第 6 農業委員会委員の推薦について

日程第 7 閉会中の継続審査・調査の付託

日程第 8 議員派遣について

平成26年第2回邑南町議会定例会追加議事日程(第5号の追加1)

平成26年3月13日(木)

追加日程第1 議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

発議第1号 邑南町議会委員会条例の一部改正について

発議第2号 「介護保険制度改革」の見直しを求める意見書の提出について

発議第3号 TPP交渉に関する意見書の提出について

平成26年第2回邑南町議会定例会(第5日目)会議録

平成26年3月13日(木)

—— 午前 9 時 3 0 分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

- 議長(山中康樹) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布をしたとおりです。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。2番瀧田議員、3番平野議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

(発言の訂正について)

- 議長(山中康樹) ここで土崎建設課長から、発言を求められておりますので、これを許します。土崎建設課長。

- 土崎建設課長 昨日和田議員への答弁の中で、平成26年度に日南原2号団地へ特定公共賃貸住宅を整備する予定と申し上げましたが、正しくは公営住宅の誤りでございます。日南原2号団地へ公営住宅を整備する予定でございます。お詫びして訂正いたします。

- 議長(山中康樹) 土崎建設課長から答弁の一部について訂正の発言がございました。これを承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。よって、訂正については承認することと決定をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

- 議長(山中康樹) 日程第2、一般質問。昨日に引き続きまして、一般質問を行います。それでは、通告順位第7号、亀山議員、登壇をお願いします。

(一般質問)

- 亀山議員(亀山和巳) 議長。

- 議長(山中康樹) 亀山議員。

- 亀山議員(亀山和巳) はい、ええ、皆さんおはようございます。13番亀山でございます。ええ、本定例会、大雪になってみたり、からっと晴れてみたり、今日は雨になりました。ええ、議会最終日大荒れにならないように願いつつ、早速ですが、一般質問に入らせていただきます。ええ、今回の定例会の冒頭、合併10周年にあたる新年度、平成26年度に向けた石橋町長の施政方針は国の動向を読みつつ、災害復旧を最優先する中で積極的なまちづくりや未来への投資が感じとれたように思います。日本一の子育て村構想も行政の対応のみでなく、商工会との協働事業の拡充など地域と連携した取り組みの段階へ発展しつつあるのではないかと思います。A級グルメ構想も、食の学校やA級グルメ認定など地域住民や地域産業を巻き込む形を模索する段階となったように受け止めました。そうし

た中で、私はこれまでも幾度か取り上げてきました行政と地域住民との関わりが、いかにあるべきかを念頭においていくつかの点で、あのう、詳細について質問してまいりたいと思います。ええ、まず始めに、施政方針えん、施政方針の中でこの度行財政改善審議会を再度立ち上げるとのことでした。ええ、前は合併間もない時期の平成17年度だと思います。全ての町の事務事業について諮問して、その答申を受けた後、事務事業の継続廃止、拡充縮小等を精査して行財政改革大綱やさまざまな計画、実施計画を策定してきました。当時の監査報告では町財政は末期的状況であるとの指摘があったこともありました。その答申の中では一つに支所の機構、分庁、課の設置についての見直し、二つ目には公民館の活動や人員配置の見直しが述べられており、つい1年前の合併協の合意内容をくつがえすもので、議会にも大きな衝撃を与えたのを覚えております。その答申を受けてございまい、行財政大綱を定めて、総事業数328件の内の行政組織機構等を11件を見直し、また税金の前納報奨金制度など11件を廃止したり、日当の支給範囲等2件を縮小することなどしてまいりました。平成18年から22年までの5ヵ年のこの取り組みの結果、当初予算ベースで5千800万円強の歳出削減を目指して、その審議会に、の答申にそった改革もあれば、当時のままで継続していることもあります。最近では支所の設置経費が交付税に算入される見込みであるとのことを町長からも伺っております。この答申がなされたとき、石橋町長は答申を尊重しつつも、慎重に対応したいと述べられておりました。町長の周辺地域に対する配慮やまた関係者の努力の結果で、今迎える10周年があると私は考えます。その答申内容とその後の施策とを自問自答されたとき、石橋町長の今の所見を伺います。またあれから10年を迎えた今、再度ざい、行財政改善審議会を立ち上げて諮問されようとする重点事項は何なのか。それをまず伺います。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(山中康樹) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) ええ、行財政審議会を再度立ち上げることと、ええ、今後のその成果と、今後諮問の関係でございます。ええ、合併後すぐにですね、ええと、国の財政再建の中で打ち出されました当時、三位一体改革というのがございまして、これにより合併協定の中で策定された新町建設計画を見直しを行わざるを得ない状況となりました。更なる行政改革に取り組むために、行政改革大綱をさくせい、策定すると共に、集中改革プランを住民の皆様公表して、その効果的な推進管理を行っていかねばならないということで、平成17年度に今おっしゃいましたように、町民18名の方を委員として、邑南町行財政改善審議会を立ち上げまして、ええ、主に八つの項目、事務事業の見直し、公共施設の管理運営等の見直し、組織、機構等の、組織、機構の見直し及び定員管理、給与等の適正化、行政の情報化等による行政サービスの向上、公正の確保と透明性の向上、財政の健全化、公営企業の経営合理化の推進等、全般にわたり見直しを行って審議してまいりました。その結果、補助金の見直し、先ほど申しまし、おっしゃいましたように、前納報奨金の見直し、納税組合奨励金の見直し、消防団組織の見直し、職員の給与カット等全般にわたる予算の見直しを行い、実施してまいったものでございます。ええ、行政、ええ、行財政改革の推進期間は、先ほどおっしゃいましたように集中改革プランを作成しまして、平成18年度から平成22年度までの5年間として、毎年ローリングを行ってまいりました。例としまして、電動車の購入の助成金とか、障害者の見舞金、納税組合報奨金、敬老祝い

金、ええ、職員旅費近隣の市町村等の廃止とか、ええ、消防団組織の、先ほど申しました、再編、指定管理制度の利用推進、行政組織の機構改革、定員管理の適正化、職員給与の適正化、それから退職者不補充といった感じで、この実績を踏まえて、今回は27年度から交付税の合併算定替えの対策として、再度立ち上げまして、職員による行政改革プロジェクトチームとともに、平成28、7年度の当初予算に反映できるように、審議会を開催し、協議していきたいと考えております。具体的な内容でございます。前回同様にまず、事務事業の見直し、それから公共施設の管理運営等の見直し、組織、機構の見直し及び定員管理、給与等の適正化等がメインとなろうと考えております。でまあ、もう一つは簡易水道事業が、平成29年度から地方公営企業の法の適用を受ける上水道事業に移行しますので、こういったことも視野に入れて、特殊要因も視野に入れていく必要があろうと考えております。で、まあ、会議自体は公開のものでございますので、情報はその都度公開できる、公表出来るものと考えております。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええ、まあ、亀山議員がおっしゃるとおり、私もできるだけこの10年間、特に周辺と中心部のバランスを取りながら、やっぱり行政の運営については公正、公平、できるだけ情報を公開するという立場で、まあ、やってきております。ええ、まあ、邑南町のやっぱり一番いいところは、昭和30年代の当時の村、いわゆる今の公民館単位、これが非常にまあ、活気があって頑張ってる。したがって、まあ、周辺を大事にするということもあったでしょうけども、もともとそういう素地があって、まあ、お陰でここまで、それぞれの公民単位が一つも欠けることなくですね、衰退することなくここまで来たというふうに、まあ、私も、ええ、町民の皆さんには感謝をしてるわけでありまして。やっぱりこういうスタンスをしっかりと今からももち、持つということが、町全体の一体感というか、全体がよくなるということについて、非常にまあ、いいことであるなというふうに思っておりますので、やっぱり公民館の存在というものをこれからも重点的に考えていきたいなあというふうに、まあ、思っております。ええ、もちろんそいから新町になってから自治会というもの全て結成いただきましたので、やっぱり住民自治という観点から、自治会の、に対しては、今まで同様ですね、力を入れていきたいなあということも当然あるわけです。ええ、したがってまあ、行財政改革、まあ、とかくいろいろとそのう、経費削減であるとか、学校の統廃合であるとか、職員の数を減らせとかいうことが、どうもあのう、先になりがちでありますけども、やっぱり一番の眼目というのは、行財政改革については、ええ、そこに住んでいらっしゃる方々がほんとに幸せに暮らせることが行財政改革の大きな私は目的だろうと思いますので、ええ、ドラスティックに行財政改革をやることによって、住民サービスが低下したりですね、ええ、住民の方々がご不便をかけるような改革は、ことはいかん、いかなの、いき、いきません。そういうことで思っ進めていきたいと思っております。まあ、そういうことはあるんだけど、まあ、今後の状況を考えるとやっぱり交付税の問題それからやっぱりどうしても自主財源が乏しい中で、国に頼らざるを得ないということもあります。言うべきことは言いながら、やっぱり内部の無駄なものはどんどんやっぱり省いていくということは一層やっていかなきゃならんというふうに、まあ、思います。ええ、いうことで、もう一つはですね、ええ、まあ、当時の合併の時に、職員

のまあ、人員適正化計画を作りました。で、まあ、最終的に200人にするんだとかいうことがありましたけれども、まあ、昨年の災害も受けてですね、感ずることは、非常に広い面積を有する邑南町にとって、住民の安心、安全を守るためには、そう簡単に災害に立ち向かう職員をですね、減らすことはやっぱりいか、どうもまずいのかなとこういうことも考えておまして、ええ、単純にですね、毎年何名、あのう、減らして、ええ、採用もこれだけするような単純なもんじゃない。できるだけあのう、住民の方々に、のサービスが、あるいは防災の観点からも、低下しないような職員の適性人員配置というものをやっぱり考えていく必要があるだなということを、最近つくづく思っております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、ちょっと意外なんです、1回目の質問で総務課長、また町長から最後に答弁いただくような、あのう、これで納得しましたというような、あのう、答弁をいただきましたんで、これではあおきやあええかも知れませんが、まだちょっと視点を変えてほかなしたいことが、聞きたいことがありますので、続けさしてもらいます。ええっと、もう一つにはですね、あのう、ケーブルテレビ、これは25年度、当初町長が民営化を進めるということが、あのう、言われまして、このCATブ、CATVの業務委託に伴ってこの度情報推進課を廃止することとなりました。このケーブルテレビ以外でも、あのう、地域にユビキタス社会を目指して多額の投資をしたこのF T T Hの施設を活用して、もっともっと高度情報化を推進しなければならないと思っておるところですが、その業務を今後課を廃止してどのように進めようとされておるのか、ということを伺いたいと思います。調べてみますと、前回の行財政改革審議会の審議の中で、少数職員である情報推進課を設置することへの疑問の意見が委員さんから出されており、当時事務局はそのことに対して、高度情報化推進の重要性を述べて理解を求めています。高度情報化イコール、ケーブルテレビだったのか、また行政事務や地域コミュニティ活動にこのF T T Hを活用する施策展開をあきらめ、現状の施設の機器の維持管理のみにして、高度情報化推進を後退させようことになるのか、今後の情報、町としての、情報推進業務の方針を伺います。

●**桑野副町長(桑野修)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 桑野副町長。

●**桑野副町長(桑野修)** ええ、議員質問のケーブルテレビの業務委託による情報推進課の廃止、またそれに伴いますまあ、ユビキタス社会を目指した高度情報化の推進はどのように進めるのかというご質問でございますけれども、これにつきましては、ええ、結論の方から申しあげますと、情報推進課の条例で廃止をすることは今回もう提案をしておるところでありますけれども、この業務につきましては、ええ、一部の業務委託を除いた部分につきましては、ええ、総務課の中に情報推進室として、内室として設けてこれまでどおり情報政策の業務を行ってまいりたいというふうに考えております。ええ、まあ、議員、おれ、あのう、先ほど、あのう、当初の行財政審議会での情報化についてのことにも触れられましたので、ちょっとそのへんも申しあげたいと思いますけれども、確かに今の情報化の社会というものは、非常にめざましい進展を遂げております。まあ、私のことに考えてみましても、あ、と言いますか、町内のネット環境一つにとりましてもですね、I S D Nから

始まって、ADSLになって、F T T Hになって、現在ではそのう、半分近くがある意味スマホ等のSNSですか、の方に移ってきているというふうな状況がありまして、ええ、情報的なものにつきましては、もう整備した時点でもう一つ古いものになっていくというふうな、ものすごく速い展開が、で進められているというふうに思っております。ただ、ええ、当時の、その、当時と言いますか、F T T Hの整備をするといったことにつきましては、まあ、あのう、当時の考えとして大容量で、超高速で、双方向でやれるものとしての最善の策として、光ケーブルを導入するということが判断されたわけでありまして。またこれに、一つに、の要因としましてはちょうどその時に、テレビの放映がデジタル化されるといったことの問題もあって、この光ケーブルという選択をしたということは、まあ、議員の、あのう、亀山議員の方もああして特別委員長までされてご存じのことと思いますけれども、まあ、そういう経緯が一つはあったということでありまして。ええ、そして、特に今回のケーブルテレビの、先ほど民営化という言葉を使われましたけれども、ええ、今行っている情報推進課の業務全てを、ええ、法人に委託して、指定管理の方式で民営化にもっていくという考えではございません。今考えているのは機器の保守点検と番組の企画作成、そういったものについての一部の業部委託でありまして、これまで行ってきました、情報推進課の本来の行政としての職務と言いますが、ええ、情報政策に対するいろいろな対応といったものはこれまでと同様に、ええ、内室ではありますけれども、係をしっかりと設けて対応していきたいというふうに思っております。ですからこの情報化につきましてはこのケーブルテレビの導入ということで一応終わったという考え方は持っておりません。まず一番重要なことはこのせつかく30億近いもので整備をした光ケーブル網というものをしっかり住民の方に利活用していただいて、あのう、進めていくことが一番重要なことであろうというふうに考えておりますし、これだけの大きな投資が町民の方の利益につながっていくということをまず第一に考えなきゃいけないというふうに思います。それともう一つは、今、今は特に行政的な活用の部分に重点がおかれてるようにも思いますけれども、行政の方としまして、その各課が連携して充分、そのう、活用されることはこれからも当然進めていかなければならないというふうに思っております。特にこれだけ速いしん、あのう、情報化の技術面が進歩しておりますけれども、ええ、こうした情報のやりとりをする技術面だけを、あのう、自慢できるように整備するというのが目的ではありません。ええ、最終的にはこのじょう、新しい情報の機器を使ったことに、情報のやりとりをすることによって人と人がしっかりとつながっていけるような仕組み、それをつくるのが一番重要な役割と考えて、これからも情報政策を進めてまいりたい、そんなふうに考えております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、これもまた予想に反して満点以上の答弁をいただきました。そういった考えで、やっぱり執行部の方もそう、あのう、おっていただくことに安心しました。あのう、このケーブルテレビ事業を進めていく中で、あるとき私はあのう、ある職員さんとこの話をしたときに、その方は行政サービスの原点はフェイス、トゥー、フェイス、対面で顔を見ながら対応することが行政サービスの原点だと言われたことがあります。確かにそれもそうかも知れませんが、あのう、今で言うと、定員の適正化計画で職員数は

減したり、また交通事情がわりいことで窓口へのぞくのものにもなかなかむずかしい町民さんのことを考えると、その負担を考えると、情報機器やＩＣＴを活用していくことは避けられないことではないかと思います。そして行政サービスの中にも積極的に町当局としてそれを取り入れるべきであり、本町のＦＴＴＨはかなり充実した施設であると、その当時の建設の当時から関わってきた私も自負しております。ただ、テレビを見るだけ、インターネットのページを閲覧するだけではありません。双方向が充実してセキュリティにも十分対応できる施設がこの邑南町のケーブルテレビや整備されております、おると思いますので、先ほど副町長の答弁にもありましたように、今後ともこの利活用については積極的にあのう、進めていただきたいと思います。先ほど副町長の言葉にもありました、このＩＣＴの機器は陳腐化が速いということでもありますし、今ではサーバーをそこそこへおいついたのを、そうでなしにあるところへ集中して置ける、クラウド方式というものがはやります。そういったハードの整備をしなくても、他の施設を利用するという方式もありますので、職員の中でもっとそういった先を見た施策ができるような配置を重ねてお願いして、この問題については終わりたいと思います。ええ、そして次にですが、石橋町長が町の憲法として重要であると、常に言われております、まちづくり基本条例の中の協働のまちづくりにとって、行政と地域住民との関係は重要であろうと思います。地域コミュニティの役割をもっと評価して、町行政に生かすべきではないかとの思いから、次の質問を続けたいと思います。ええ、昨年の、ええ、行政連絡委員設置条例を廃止した後、６月１７日付けで自治会長さんやその当事者に対して送付した文章は、ええ、集落や班の代表者である自治会の役員さんの呼称を当分のあいだ、町からの配布物を依頼している担当者として、あのう、おります。これはこういった不自然な名前をいつまで続けようとされておるのか、当分の間ということだったと思います。これらの役を担う人達は広報の配布のみではなく、関係地内の調査や報告業務、募金の集金など町行政の推進に大きな貢献をする協力者ではないかと思います。この当分の間を解消するための協議がこれまでなされてきたのか、どうか、その経過をまず伺います。お、それと、ええと時間のこともありますんで、ほかのあと２点についても一緒に伺います。ええ、次には危機管理課が災害時に連絡員として、各集落だろうと思うんですが、依頼しております連絡体制を担う人の呼び名はなんでしょう。先ほど言いました町からの配布物を依頼している担当者、その方が兼務されておるのではないかと思います。こうして自治会に委託している業務の内容、業務の内と考えばよいのかどうかを伺います。それともう一つは、ええ、建設課長に伺いますが、災害箇所、災害が起こった場所、どこそこが抜けとるでとか、どこそこがずっととるでという災害報告の手順は、自治会に委託してあるはずですが、昨年の８月にじゅう、８．２４の豪雨災害のときには、個人報告をするのが立て前だと言われた地域がありました。今後はこれをいかなる方法で統一していこうとされておるのか、その点について３点を伺います。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(山中康樹) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) 議員今おっしゃいましたように、昨年３月の定例議会におきまして、行政連絡員に関する条例を廃止させていただきましたので、その後地域ごとに様々な役職名、まあ、例えば行政連絡員、集落長、班長、区長等がございますけども、これはあのう、種々のものがあるのは承知しておりましたので、当分の間、町からの文書について

6月より町からの配布を依頼している担当者様とさせていただいております。ええ、その後統一した呼称を庁議等で協議してまいりました。候補としては行政協力員、行政の配布物等協力員、町の配布物協力員、行政業務担当者、行政業務協力員、あるいは集落リーダー、コミュニティリーダー、集落まちづくり協働員等々、各種の候補が挙がりましたが、ええ、今回、行政協力員ということに統一してはどうかと考えております。えと、4月の自治会長会で理解をいただきまして、その後この呼称でお願いすればと考えております。なお、これはあくまでも、こちらの行政の方から連絡を申しあげるときの呼称でございますので、各集落及び自治会での呼称はそれぞれ歴史もございますので、地元の方々にお任せいたしますということで、まあ、できれば統一を協議をしていきたいという考えでございますので、よろしくお願いします。

●細貝危機管理課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 細貝危機管理課長。

●細貝危機管理課長(細貝芳弘) ええ、災害時の連絡員の方で、依頼している方の呼称ですが、緊急時集落連絡員という呼称です。であのう、書面ではですね、あのう、緊急時における集落の連絡員という呼称にさせていただいております。で、これにつきましては、自治会長を通じて、地域の方々のコミュニティの方で判断していただいとりますので、先にありましたように、あのう、兼務という考えではなくて、これはあのう、単体のものだというふうに理解していただきたいんですが、実際にですね、206集落ありますが、その内、おおむね4分の3が、まあ、重複していらっしゃいます。で、先ほど質問のありました業務の関係でございますが、業務という捉え方ではありませんでして、まあ、一つは、あのう、議員いつもおっしゃいますように、まちづくり基本条例の中のコミュニティという柱があります。その中でやっぱり防災の体制を作っていくんだという〇〇(聞き取れず)がありまして、まあ、そういう一助でお互いに協力していこうという立ち位置でお願いするものでございます。以上です。

●土崎建設課長(土崎由文) 議長、番外

●議長(山中康樹) 土崎建設課長

●土崎建設課長(土崎由文) ええ、災害発生時の報告手順のことについてでございますけども、ええ、例年、自治会長会議でもお願いしているとおおり、災害報告は自治会で取りまとめて報告いただくこととしております。以前、自治会報告としながらも、直接個人からの被災報告を受けたこともありましたが、8.24豪雨災害時の電話による被災報告が大変混乱した経験から、自治会で取りまとめていただき、文書による報告を徹底したいと考えております。しかしながらです、ええ、道路災害など緊急を要する被災情報は直ちに連絡いただきたい。その上で文書により自治会から連絡いただければと考えております。以上でございます。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ、3点について答弁いただきましたが、ええ、まず、2番目の危機管理課の緊急時の連絡員体制、これについては分かりましたが、これもやはり始めは自治会の方へお願いして、こういった方をですね、選任してもらいたいことなんで、要は、自治会、町が自治会の方へ業務委託をとり、その中に含まれるように地域

では解釈されちゃあおらんか思いますんで、その、先ほどの課長の答弁はコミュニティの中の役割ということでしたが、その点をもう少し明確にいただいた方がいいのではないかと思います。それと3番目が災害箇所の報告については分かりました。これでまたあのう、職員の数も少ないということなんで、特に8.24の災害の時には、前にも言いましたが、あのう、職員が、数少ない職員が現場を見回りに災害の調査に歩きよったが、そがあなこたあせえでも、地域へ言やあえかろうにいう声も聞きましたんで、そういった体制をもっとあのう、普段から、よう徹底して、緊急時にはあのう、とどこおりない対応ができるように努めていただければと思います。それと1番目の町からの配布を依頼している担当者の件、これは4月1日からでも、あのう、改善されるということで安心しました。ちょうど私も何かいい案がないかのうと思うとりましたが、こういった業務は行政に対する協力制度言いますかね、行政の仕事を地域が協力するという考え方があるんで、その協力員という言葉はいいんじゃないかと思っておりました。あのう、課の設置条例の中では総務課の分掌事務として、括弧の6に行政連絡等に関することという言葉がのこつとりますが、行政連絡という言葉を使うとやはりこれはひき、あのう、受け入れてもらえない地域が、も、あるのではないかと思いますので、この行政れ、ああ、協力員という言葉はいいんじゃないかと私も思います。そいで、始め検討の途中で、自治会によっていろんな名前があるわけであな。あるんで、それを統一することは難しきろうというような意見も聞いたんですが、考え方をちょっと変えてみますと、学校の親御さんですよ、小学校、中学校の親御さんに学校から文章を出されるときにや、保護者という言葉が使われますよね。それで皆とおつとります。そこそこの家ではパパと呼ぶかもしれん、ママと呼ぶかもしれん、とうちゃん、かあちゃんかも知れません。そこそこの家では固有の呼び方があるのに、行政言いますか、学校として呼ぶのは保護者という包括した呼び名で文章を出しても別に違和感はなく、受けとってもらおうとります。そういった形でいうと、町の方からこういった行政協力員という名前と呼ばしてもらいますいうても、各自治会では別に抵抗はないのではないかと思いますんで、ぜひこのことを4月の自治会長会議で徹底して、あのう、統一した名前で文章が配布できるように、各課からいろんな、あのう、名前が出よったこともありましたが、そういったことが統一できることを期待しております。そして、ええと、3番目になります。最初に伺いましたあのう、行財政改革審議会、これを立ち上げることについて、ええ、2,3質問したいと思います。行政と地域住民との協働のあり方について、地域の声に耳を傾け、今一度検証すべきではないかとの考え方から、具体的に次のことを伺います。前回はぎょうせいかいぜんか、行財政改善審議会の条例の第3条の各号にしたがって、1号から4号まで、先ほどもありました合計18名の委員さんで審議会が構成されて、審議が進められました。1号、2号は固有の委員会が規定されております。教育委員会の委員、農業委員会の委員ということが規定されておりますが、3号は公共的団体の役職員と規定される。ほいで4号は識見を有する者として条例では決まっております。それをそれぞれ町長が委嘱することとしております。そこで、3号、4号委員の選考予定はどのようにする予定なのか、またまちづくり基本条例では第8条に審議会等への参加ということで、読んでみます。町は審議会、委員会などの委員には定数の一部に公募の委員を加えるよう務めなければならないとあります。この加えるように努める考えがありますか。あれば何人程度でしょうか。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(山中康樹) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) ええと、基本的に先ほどおっしゃいましたようにまちづくり基本条例の中にそういった町民の6条から9条まで、ええ、町民の参加協働がうたわれております。ええ、第6条には住民参加の場の確保が定められておりまして、町の実施する主要な事項、それについて町民の意思が反映されるように計画、実施及び評価、それぞれの過程において、町民の参加をいただくということで、パブリックコメントですとか、座談会、説明会、意見交換会等、アンケート、ワークショップ等の各種の方式で参加していただくこととしております。で、邑南町まちづくり基本条例も町民の方に参加していただいて協議して実際、策定しておりますので、その他各種審議会、委員会にも多くの町民の方の参加をいただいております。ええ、今後も広く町民の方の意見を伺って町政を進めてまいりたいと考えておりますので、さきほどおっしゃいました、3号、4号公募等につきまして、ええ、まず必ず町民の方の、ええ、前回同様の、に各地区の方、旧地区の方もまあ、あのう、調整をとりながら、公募をしていきたいというふうに考えております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ、公募はするということですが、これはまあ、人数については何名程度とかいうことはありませんでしたが、この公募することについては条例の中で、このう、行財政改善審議会の条例の中で公募委員を何名とするということはどういう必要がないだろうか、4号の識見を有する者という中に含んでもいいのかどうかという判断、それと、ええ、あ、そのことについて伺います。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(山中康樹) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) 識見者と公募についてですけど、識見者についてはちょっと公募は少し、あのう、考え方として難しいかと思っておりますので、あのう、公募はいたします。それから識見者はまあ、どちらかというところと推薦といいますか、指名といいますか、そういう方法になろうかと思っております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) ですから、今の公募する委員さんは1号、2号、3号、4号の内の、ほいじゃ、どこにあのう、加わるということになるのでしょうか。公共的な組織の代表というところか、あとは識見を有するものでいうことです。公募する場合にぼしゅう、応募される方がその方識見があるかどうかということは判断できないので、公募委員というのは他に定めるべき事項ではないかと思っております。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(山中康樹) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) ええ、確かに議員おっしゃいますように現在の4号までの間には、あのう、公募というの、項目がございませんので、まあ、公募をするとした、いたしましたら、条例改正を視野に含めまして、ええ、識見を有する者、すみません、教育委員会と農業委員会、公共的団体、それから識見を有する者、プラス公募ということを入れなくてはなら

ないかも知れません。それも視野に入れて、第1回の開会までには、例えば6月議会に、条例改正をお出しして提案するとか、いう方向を考えていきたいと思っております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、それではよろしくお願いします。それでこの後でわしゃ行財政改革審議会へ町長が答申される内容についてお伺いするつもりでした。一般的には、あのう、機構や組織の縮小を、あのう、諮問したり、特に補助金のカットがよく審議されるのが、この行財政改善審議会の審議の、だろと思うんですが、当初町長が答弁いただきましたように、地域へあまり不利にならないような方法を今後も考えていくと、言われましたんで、この項目については質問をしません。ええ、それではずっと述べてまいりましたが、この行財政審議会、これをどういった方向で、どういった結果が出るのかは期待しております。また当初、町長が言われました、地域、コミュニティですよ、それについても最近はかなり地域の状況も変わってきているような、思います。合併して旧石見地域では古くから自治会がありました。しかし、瑞穂地域では合併前に急きょ、立ち上げた自治会、羽須美地域が自治会が全て立ち上がったのはつい最近でした。そういった中でやはり新規に立ち上げた自治会または周辺の小さい自治会なり、集落、コミュニティについては、今後存続がどうかという心配のある地域もあります。議会の意見交換会のときでも、集落再編については町は考えてはもらえんだろうかという意見が出た地域もありました。しかし一方、地域コミュニティ再生事業、そういった事業に積極的に取り組んで地域のことを考えようという大きな力を持った自治会もあります。そういった格差は今後とも広がってくるように思います。こういったことも含めて、今後の行財政、町の組織、機構を考える上で、せっきくの審議会ですので、町民の声を聞いて、こういったことも検討にさせていただくことを最後をお願いしておきます。そして新たに立ち上がるぎょうさい、行財政改善審議会において、町財政の窮地に、を理由にした補助金のカットはしないということですので、地域に委嘱した業務の対価にあたるものが、カットされないように、また町と地域コミュニティ、町と地域住民のより良い関係づくりの審議がなされることを期待しております。また、合併10周年を記念したさだまさしさんに依頼した町民歌がどういったものができてくるのか、また町民投票によるマスコットキャラクターがどれが選ばれてくるのか、そういった結果を楽しみにして待つこととして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

●**議長(山中康樹)** 以上で亀山議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午前10時30分といたします。

—— 午前10時15分 休憩 ——

—— 午前10時30分 再開 ——

●**議長(山中康樹)** 再開をいたします。続きまして通告順位第8号、辰田議員登壇をお願いいたします。

●**辰田議員(辰田直久)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 辰田議員。

●**辰田議員(辰田直久)** ええ、12番辰田でございます。ええ、3月定例議会一般質問の最後として、矢上高校の振興そして合併10年が経過しました本町の今後、そして公共工事

の問題点とその対策の三つの事項について質問をさせていただきます。まあ、あのう、先ほど13番議員の方から悪天候が影響して、議会が大荒れにならなければいいという発言もありましたが、まあ、そういう予感がされるのかどうかも分かりませんが、ええ、まあ、雨が降ればまあ、傘をさし、そして風が吹けば雨衣を着てそれなりに対応して乗り越えていくのが当然でありますし、ええ、止まない雨もないと思いますので、ええ、執行部も議会も町の発展のために一緒になって頑張ろうという意志は同じように共有しているはずでございますので、ええ、雨が降って地が固まるような、そして晴れ間が早く見えるような答弁を期待して質問に移らさせていただきたいと思います。ええ、そういたしますと、まず最初に、ええ、矢上高校の振興と存続の課題について質問をしていきたいと思います。ええ、まず最初に今春の入学の志願状況はということで、近隣の高校、公立、私立を問わず分かる範囲でご提示をお願いいたしたいと思います。

●**原定住促進課長(原修)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 原定住促進課長。

●**原定住促進課長(原修)** ええ、近隣高校の入学志願状況ということですので、平成26年2月5日に島根県教育庁高校教育課が発表したものを申し上げます。まず、島根中央高校は1学年3学級、定員120名に対し、推薦選抜等合格内定者数というのが23名、一般選抜志願者数64名で合計87名の志願者数となり、競争率は0.73倍でした。以後名称省略して同様に申しますが、飯南高校は1学年2学級、定員80名、推薦36名、一般49名で、合計85名、競争率は1.06倍です。江津高校は、1学年3学級、定員120名に対し、推薦13名、一般71名で合計84名で、競争率は0.70倍。仁摩高校は、1学年3学級、定員120名に対し、推薦10名、一般87名で 合計97名、競争率0.81倍です。そして矢上高校は、1学年3学級で、定員120名に対し、推薦4名、一般66名で合計70名、競争率は0.58倍でした。今年度は例年に比べ町内外の卒業予定中学生数が少ないことが影響し、これまでで一番少ない入学志願者数となりました。また、智翠館高校は、1学年7学級、定員180名に対し、180名が入学されると聞いております。この智翠館高校につきましては高校に直接問い合わせたものであります。

●**辰田議員(辰田直久)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 辰田議員。

●**辰田議員(辰田直久)** 今あのう、課長の方ころが、ご報告がありましたように、まあ、だいたいどこもが、ええ、定員割れの状況であるということでありまして。ええ、その中でまあ、どこの高校もまた存続の意味も込めまして、いろんな意味での生徒募集をやっておられるところでございますが、まあ、あのう、年度ごとの生徒の絶対数が、あのう、増減するのはまあ致し方ない、自然なことではあります。ええ、その内の何割が、特に邑南町にあります矢上高校に邑南町の中学校3年生が、矢上高校を志願しているかというような、やっぱり、変化率と言いますか、その増減が、ええ、重要と思われまして、ええ、ここ数年で見ますと、こういった傾向が見られるか分かる範囲でお答えを願いたいと思います。

●**原定住促進課長(原修)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 原定住促進課長。

●**原定住促進課長(原修)** ええ、まず、町内中学校から矢上高校への進学率を申しあげますが、ええ、矢上高校入学生の内、ええと羽須美中学からの入学率はここ3年くらいの数字

を述べますと、４１％、７％、２０％といった数値の流れで、９年間の平均をしますと３０％ということになります。次に瑞穂中学からの入学内訳ですが、ここ３年は９５％であるとか、７５％、６２％、９年間の平均はななじゅう、７０％となっております。石見中学校については過去３年間では８６％、８９％、８８％という流れできておりまして、過去９年間の平均は８５％となっている状況でございます。

●辰田議員(辰田直久) 議長。

●議長(山中康樹) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) まあ、そういった意味ではあのう、地域的にそういった％も違ってあるわけですが、この邑南町として矢上高校を支援していくには、やっぱりそういった数値的にもう少し、ええ、来ていただきたいなあいうところにも、やっぱりそういった地域も中心に、ええ、みんなで、ええ、そういったことを考えていかなければいけないんじゃないかと思います。ええ、今度あのう、入っていただいてから、矢上高校のまあ、進学、就職の状況における傾向についてお聞きしたいと思いますが、ええ、まあ、さまざまな町独自の奨学金制度や職場体験実習、そしてＡ級グルメなど町の事業とタイアップした取り組みにおいて、ええ、生徒の進学、就職の方向性や個人の意欲にも変化が見られているかという点もふまえながら、そういった傾向と対策等についてお話しをいただきたいと思います。

●原定住促進課長(原修) 番外。

●議長(山中康樹) 原定住促進課長。

●原定住促進課長(原修) まず、矢上高校の進学、就職の状況について申し上げますが、平成２５年度矢上高校の進学状況についてですが、現時点では国公立大学の中期、後期の発表がまだであります、国公立大学へ推薦入学等で１２名の合格が決定しております。また、私立４年制大学の合格者数は２０名、短期大学は１名、そして医療関係の専門学校に１１名、その他専門学校に２７名の方が合格されています。次に平成２５年度の就職の状況についてですが、卒業生９５人中１２名が就職しており、内訳は県外就職者が４名、県内就職者が８名、その８名の内、４名は町内への就職が決定しており、希望者全員が就職内定しているという状況です。今年度から初めて矢上高校普通科２年生に対し、町内職場に関心をもってもらおうと町内企業の職場ガイダンスを行いました。今後、このような機会を増やし、町内企業への関心を深めてもらいたいと考えております。

●議長(山中康樹) 原定住促進課長。

●原定住促進課長(原修) 進学に対する対策という意味でとらしていただければ、確かにあのう、学力アップというのは、矢上高校、我々も考えている一番の命題であります。これは魅力化等でもその部分は大事な要綱として、学力を上げるという部分について塾であるとか、集中講座であるとかいう形で対応しております。

●辰田議員(辰田直久) 議長。

●議長(山中康樹) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) ええ、まあ、入学状況そして卒業後の状況について、まあ、お聞きしたわけですが、こんど、三つ目にあのう、まあ、今回提示されております２６年度の矢上高校への振興予算でございます。まあ、これ関連を含めますとね、かなりその矢上高校のためにという金額は上がってくると思いますが、実際に今回、ええ、示されておる８０

0万あまりの予算は、まあ、昨年比で言いますと、倍増、約倍増になっております。これはどのような点に重点を置かれたものか、そしてまた、ええ、自治体のしあん、支援だけでなく、卒業生や町民を中心とした矢上高校の振興のためのマンパワー的なものは何が必要と思っておられるか、行政サイドの考えをお伺いしたいと思います。

●**原定住促進課長(原修)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 原定住促進課長。

●**原定住促進課長(原修)** ええ、議員おっしゃいますように矢上高校への支援についてはこれまでも相当な額のものは出ておりますが、ただ今おっしゃられた来年度予算の800万についての内訳についてのみ申しあげますと、このう、増額部分は矢上高校への魅力をさらに引き出すため、部活動の振興策や進学に、通学について支援する予算の方を増額し、総額800万円にして計上しているものであります。地域に必要な県立高校として、できる限りの支援を行ってきていると申しあげます。ええ、卒業生をはじめ地元や町民の方に望むことは、もちろん行政としても可能な限りの支援をしていきますが、2点ありまして、1点は皆さんに危機感を共有してもらうこと。そして2点目は皆さん一人ひとりに矢上高校の必要性や魅力を語ってもらうことであります。ただ、心配するだけでなく、自ら、まずできることからそれぞれが行動していただくことを切に願います。

●**辰田議員(辰田直久)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 辰田議員。

●**辰田議員(辰田直久)** ええ、そういった意味では邑南町もその矢上高校のためにいろいろと、まあ、ええ、寮と言っではいけないんですが、まあ、そういった形の寄宿舎の整備とか、いろんな意味でのまた、ええ、矢上高校振興のための側面を持った関連事業を行い、まあ、予算の変化率にも見られるように、ええ、そういった意味では経済的な支援をしていただいておりますということは、卒業生をはじめ、ええ、関係者は大変喜んでいただいているところではないかと思えます。ええ、まあ、それと同時に、ええ、まあ、矢上高校にということの中で、今回一つお聞きしたいことの中に、あのう、同じ高校の、まあ、補助金と言ったような名目で、隣の広島新庄高校ですか、ええ、これ、今春の選抜高校野球大会に同じこういった中山間地域の高校として、ええ、出場されるということで、大変おめでたいこととなっておりますが、ええ、この補正予算の中において、ええ、補助金という名目で、100万円が計上されております。ええ、多額の補助金を県外のそういった私立高校に充てるということは、そういった趣意があると思いますが、まあ、そういった点。そして私もあのう、野球を小さい頃からやってきた関係上、ええ、そういった出場を大変喜ばしいことで、ええ、お祝いを含めた補助金と言いますか、ええ、激励金等は必要だと思いますが、ただ、100万円という額の根拠と言いますか、それが少し多額ではないかという意見も町民の方々たくさんもつとられることも聞いております。ええ、そういった意味では、あのう、本日の中国新聞でございますが、あのう、チーム強化地域も支援という大見出しでここにまあ、出とったわけで、ええ、これを読みますと地元の北広島町が300万、安芸太田町が50万、安芸高田市が100万、三次市が50万、まあ、これはええ、広島の県境の自治体でございます。そして隣接する島根県邑南町100万円も補助金を出す方針だということ、方針でございますので、まだこの補正予算が通らない限りには方針であるのも間違いありませんが、ただ、私も全協で言いましたように、いろいろな議論の中で、

町長さんもこういう思いがあるから、あのう、出したいんだということを言いたいということもあった中で、こういうものが先に出るということは、そりゃああのう、マスコミにも出すタイミングの悪さもあるかも知れませんが、逆にもっと勘ぐる方によれば、先に行政側が出してしもうてくれ、可否がまだわからんのんだいうことで言われたら、それもおかしいことになる。やっぱりそういったことをまあ、考えていくことも一つじゃあないかと思いますが、まあ、焦点がぼけてはいけませんので、まあ、こういった補正予算で新庄へ出される趣意そしてまた、ええ、今後、また同じような協力関係にある自治体の高校、そして卒業生の多い高校も出場のチャンス、まあ、野球部に限らず、いろんな意味での全国大会等もあるんですが、その時とのまた整合性とも今後関わってくると思うんですが、そういった考え方についてお伺いをいたしたいと思います。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、きよ、今回100万という予算をお願いしてるわけですが、ま、今日の新聞についてはこちらが提供したわけでもなんでもなく、向こうが勝手に取材をしてこういう表現をされたわけで、私どもには全く責任がないわけでありまして。ええ、その中でまあ、議員ご質問の100万が妥当なのかどうかということもあるわけではありますが、まずあのう、甲子園、夢の甲子園に出場すること自体がですね、まあ、大変な出来事だというふうに思います。これはあのう、県境をこえ、県境あるなしに関わらず、こうしたおんなじ県境を挟んでの隣の町で、県北の地域からですね、甲子園へ出ることは私は初めてのケースだと思いますし、よくぞやったと、素直に喜びたいと思います。ええ、おんなじようにやっぱり矢上高校も頑張ってるわけでありましてから、やっぱり新庄に負けるなど、こういう思いでやっていかなきゃならないし、私はちょっとこう釈然としなかったんですが、全協の場で、じゃあ隣のある高校が出たときどうするんだ、出すのか、出さないのか、こんな話しではなくて、こういうことを新庄が頑張ったから矢上高校もじゃあ、頑張るからっていう話しならいいんだけど、そんな弱気な姿勢じゃあ全くだめでありまして。まあ、したがってそういう意味もあるし、ええ、それから100万という額についてもですね、ええ、全協でもお話ししましたが、ええ、安芸高田市に次いで、卒業生は邑南町はおいしいということが分かりました。ええ、人数は374名ということで聞いておりますけれども、そういう卒業生がですね、数々邑南町にも現在頑張っている状況であります。優秀な人材を新庄から輩出して、邑南町のまちづくりで頑張っているというところもございまして。ええ、それからやはり北広島の中でも、大朝町につきましては、従来からまあ、千代田町を含めてですね、石見、瑞穂、大朝、千代田ということで、4町がですね、連携をとってやってきた歴史的な経過もあるし、ええ、新庄がですね、ええ、開学50、70周年、85周年、100周年の時にはやはりそれぞれの町が判断をされて、ええ、寄附もやっているという状況もございまして。ええ、それから特に大朝とのつながり、あえて申しあげますとですね、やっぱり今はあのう、瑞穂町の時代から、火葬場については共同運営をしておりますし、大朝インターにも乗り入れをさしていただいておりますし、それからですね、逆に、大朝中学校から矢上高校へ平成21年からでしょうかね、毎年入学をいただいておりますし、ええ、全部で今17名の生徒が矢上高校に入っていると、こういう実態もあるわけですね。それぞれの生徒さんがやっぱり考えら

れての判断だろうというふうに、まあ、思っておりますけども、ほんとに矢上高校の生徒確保についてはありがたいということもあるわけであります。ええ、そうした総合的なやっぱり判断の中から、安芸高田市の例も参考にしながらですね、やはりこれは県境があるなしに関わらず、私は100万というものを判断をして、今ご提案をしてるわけでございます。まあ、このことについては当初から理事長さんも来られまして、そうしたお願いもございました。そういうことも踏まえてですね、私は今回も皆さん方にご理解を賜りたいというふうに思っております。ああ、もう一つ言い忘れておりました。北広島と今災害協定をやっとります。ええ、北広島の町長さんが推薦をいただいた、退職をされた北広島の職員の方が邑南町にも昨年はおいでいただいて、長期間助けていただいたと、こういうこともございます。そういうことを含めてですね、ご判断をいただきたいなあというふうに、まあ、思っております。

●辰田議員(辰田直久) 議長。

●議長(山中康樹) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) まあ、私の質問はあのう、矢上高校の振興が主ですので、あんまり深くまでは立ち入れようとは思いませんが、ただ、その出すこと、そいから額にしても、そいから野球部オンリーでいいのか、いろんな人それぞれ考え方が全部違うわけです。まあ、その点でまあ、今町長もいろんな、こういう意味で出すことに決めたんだということを言われましたが、まあ、今のをきいとりますと大半がきと、北広島町へのお祝い金でそこから経由して新庄へいくんなら納得いくなあみたいな理由が私はおいかったような気が

するわけでございます。やっぱり学校いうのもたくさんあって、どこも切磋琢磨せつさたくましながらやっとする。そいから、北広島町にも、あのう、おお、大規模校ではないけど、千代田高校というところも野球部を持ったりしてやっとなれるところもありますと、まあ、ええ、今後いい前例というのは、あのう、たくさん作っていただくことも大切ですし、まあ、こういったものの、先ほども言いましたように、ええ、金額、出すこと、そいから今の部活の種類、それのも全部加味して、ええ、きめら、決められていくことがほんとは一つのプロセスじゃあないかと思うわけですが、もう一つ私が言いたいのはやはりこういった、あのう、お祝いのもの、みんなで祝って応援しようということを盛り立てるには、ええ、そういった激励金とか寄付金というものを卒業生とか学校関係者がやはり企業とか知人を歩いて一人ずつ、千円でも、2千円でもいいから協力してもらえないだろうかということを歩いて、そいでそこで出した方が、ほんならわしらも出ただけ応援するでとかいうことが、やはりそういった県境を挟んで、そいからやっぱりよりつながりが深くなって、こんどんときにやあ、わしが逆にお願いするかもしれんけえないうところから、始まるのが本来の強さの、そういった意味の生きたお金じゃあないかと思しますので、ええ、ここで、ええ、金額の妥当性とかどうこういうよりも、まあ、これは午後からのまあ、議決があるところで、ええ、それぞれの議員さんがどう判断されるかということでございますので、ええ、これ以上のことは申しませんが、ああ、ええ、四つ目の質問にはいらさしていただきたいと思えます。あのう、矢上高校存続維持のための条件と方策についてということでございますが、まあ、私今までにいろいろと地域をあげて、町をあげていろんな意味で、ええ、頑張ってきておられることを目の当たりにしとるわけでございますが、ええ、ただ、隣町の中

中央高校も、川本高校という高校に長い歴史を閉じられて島根中央高校となりました。そして、ええ、もちろんご承知のように、郡内には矢上高校と中央高校しかありません。ええ、どちら側の高校ともに行政、地域、卒業生などが中心になって、ええ、存続のための活動を積極的に行っておられます。ええ、そのために互いの自治体も多額な予算を投入して、生徒募集に頑張っておられるわけですが、ええ、視点を変えれば、両方の高校ともに、学級減は致し方ないとしてもどちらの高校とも存続できるような方策はないのか、地元の自治体と県との協議を進める中で、そういった方向を見い出していくことも必要ではないかと思います。どちらが残って、どちらが無くなったにしても、どちらにも卒業生たくさんおられる、後味のいいもんではありません。そういった方向性は可能性があるのかどうかを含めまして、ええ、お伺いをしたいと思います。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええと、合併する前だったでしょうかね、あのう、まあ、その当時は邑智高校、川本高校、矢上高校があって、確か私の記憶では邑智高校の校長先生の発案というか、考え方で、3校を残すためにキャンパス構想というのが出たということ記憶しております。ええ、ただそれはなかなか日の目を見ることはできなかった。今考えて見るとキャンパス構想、なるほど名前はいいかも知れんけども、必ずどこを本校にするのかと、分校をどこにするのかと、それぞれの高校どういう機能を持たせるのかっていうことが、なかなかこれは三つの高校では難しいということがあったんじゃないかなあとと思います。ええ、考え方はいいとしても、これは言うは易し行うは難しというような感じがその時いたしました。ええ、ですからまあ、議員がおっしゃるように邑智郡の2校がどうやって生き残るかということを、それぞれの学校、行政が真剣に考えていくのがベストであろうと思いますし、ええ、こっからがご質問のこと、答えになるというふうに思いますけども、ええ、まあ、今年度に限ってはですね、少し矢上高校も危機感というのか、3学級なんとしてでも存続していこうというものが、気迫が感じられなかったと、私は実は思ってます。ええ、まあ、校長から報告を1月の固まった段階で、応募の数を聞きましたけども、ええ、そして2回の反省会、なぜこうなったのかっていう会を重ねました。それを聞く度にですね、愚痴が出るわけです。愚痴が出る。ああ、こうすればよかった、ああすればよかった。じゃあなぜそういうことをやってくれなかったのみたいなことが実はあった。ええ、まあ、冒頭にですね、課長が26年度、26年度と言いますかね、26年度に入学する応募の数の内訳を申しあげました。ええ、中央高校はですね、ええ、なんと推薦合格内定者が23名もいるわけです。じゃあ矢上高校はどうかと言ったら、4名しかいない。この差が歴然として出ております。一般志願者数はうちが2名おいしいんですよ。ね。やっぱりこの高校のやっぱり校長も含めての取り組み方、で今年度は特に75名しかいない町内の卒業生、少なくなるというのは分かっていたから我々も一生懸命危機感を共有してやろうやということやってきたのがなぜこうなったのかと。出る言葉はですね、もう少し推薦者数を増やせば良かったなあ。たとえば矢上高校に女子バスケがあるからそういうところにも推薦の数をふやしゃあよかったなあ、陸上もそうだったなあ、なぜそういうことをやらなかったのかと。それから当初ですね、オープンキャンパスがありましたね。秋に。校長から報告を受けたのは、なんと、町長さん90名も来てもらったと、これは恐らくなんとかが

りぎりのところでも、81名以上はいけるかもしれんな。そのところで校長としての油断があったのではないかなあ。で、蓋を開けてみて反省会の中で彼が言うのには、いろんな高校からあてにしとったのが、一人抜け、二人抜けとうとうこんな状態になりましたということであります。詰めが足らなかった、甘さがあったと。やっぱり教職員も含めてですね、今年は特に少ないんだから、町外からいかに確保するかということの戦略というものをですね、もう少し考えていただいて、もちろん、行政にもぶっつけてもらって、一緒になってやるというようなところが欠けてた、というふうにまあ、思います。推薦の制度というのは定員の3分の1が許されています。120名であれば36名まで推薦が枠がとれるわけですよ、今は。そういうことは分かってるわけですよ高校は。で、ある教員はですね、町長さん、町外からこの推薦でとろうと思えば、10名、15名すぐ取れますよということをや、ある教員はいうわけです。堂々と。そんなはずを今更言ったって遅いよという話しですよ。しかも矢上高校は私はずいぶん魅力がある、その魅力がね、きっちり生徒さんに伝えられてなかった点があると思います。いうならば校長一人がきりきり舞いして、汗をかいて、矢上高校へいらしゃいよって、そんなやり方じゃあ駄目だし、前からホームページっていうのは、非常に矢上高校あんまりよくなかった。これは指摘をしておったんだけど、まあ、生徒の学習の一環で生徒がホームページを作った。それはそれで効果があるかもしれんけども、やっぱり見た感じですね、インパクトに欠けるわけです。中央高校あたり、プロが作ってる。まあ、そういう生徒はそういうものを見て判断するんですよ。PRはやっぱり非常にまあ、まずかった。したがってまあ、今回特に高校としての生徒募集に対する認識の甘さ、詰めが足らなかったなど、やっぱり校長は残念ながら、退職をされるそうでもありますけども、新しい校長、今度来ますが、しっかり私はそういうことを含めてですね、ええ、言っていきたいし、ええ、今回の予算でお願いしとりますように、ええ、まあ、800万にするわけではありますが、行政としてもとにかく町外から集めることしか、今後生き残る道はないわけですので、ええ、金城も含めてですね、利便性、バスの利便性と言うことも含めてですね、今関係自治体とも一生懸命詰めてやってる、その予算でございます。そして、じゃあほんとに矢上高校、魅力が今あるのかどうかということが、一番肝心。私はまだ魅力が足りないと思う。だから生徒は一人抜け、二人抜けいったんだと思う。特に普通科については中央高校以上に進学率がいいと思ってます。国公立もどんどん行っている。問題は産業技術科です。そこは大事な問題ですから、言わせてもらいますけども、普通科以上に定員が大幅にダウンしている。この産業技術科の魅力をどう考えるかということについてですね、やっぱり真剣に考えていく必要があると思います。ここは全県一区でありますからね。どんどん募集できるわけですよ。まあ、幸いなんです、ええ、まあ、従来から和牛のきよ、あのう、問題については非常に取り組みがいいし、ETの技術もあるしということで、ええ、江津家畜衛生部もですね、矢上高校といっしょになって将来共進会へ出すような牛をつくっていかうということで、ほんとにあのう、今コラボでやってる、そういう動きもある。そういうことを大事にしながら、やっぱり腕に覚えのある人間をこう養成するわけありますから、あれやったり、これやったりして卒業したらなにやってるかかわかんないって〇〇〇（聞き取れず）じゃなくて、やっぱり地域に今必要なのは農業である、そういったことありますから、農業を主体に畜産であり、園芸であり、食品加工であり、今町が求めているような人材をですね、やっぱり養

成していくようなカリキュラムに変えていく必要があるんじゃないかなと、まあ、いうふうに思います。そのためには町内にある様々な地域資源、香木の森、ハーブ、今度できる食の学校、産直市みずほ、雲井の里、それから瑞穂ハイランド、いろんなすばらしい資源がある。ここと高校とをどういうふうに結びつけていく、コラボしていくかと、そこで魅力がほんとに私は出てくるんだろうと思います。ええ、場合によっては、町内、町外の優秀な方を非常勤講師に高校にお願いをして、ええ、そういうところもやっていきたいなあと考えております。合わせて、今3年の魅力化のプランを練ってますがそんなもんじゃあだめで、10年先を見据えたやっぱり矢上高校の魅力づくりを、やっぱり相当の優秀な方を検討会に集めて、しっかりしたものをつくって県に提案して行くということが求められていると、いうふうに考えております。まあ、そういう意味で、職員の専従化、そして営業マン的なものをどんどん高校に意識改革を求めながらですね、やっていくということが大事でありますし、まさに行政は高校にも手を突っ込まざるを得なくなってきたと、こんな思いであります。矢上高校、しっかりしろとこういうことを言いたいと思います。

●辰田議員(辰田直久) 議長。

●議長(山中康樹) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) ええ、町長の約10分間に渡る熱い熱弁を聞かしていただきましたが、まあ、それだけの思いがあるということのいい意味で理解をさせていただきたいと思いますが、まあ、私もそのう、地元の高校、私の母校であります矢上高校に是非とも末永く頑張っただきたいのは本心でございますが、そういった中で、ええ、やっぱり、ええ、お互いに、ええ、両方が残るような方法、そいからまあ、一つになってもまた分校方式的なものが許されるもんならそれ、ま、今後のこたあ、生徒の数いろんな意味で変わってくると思いますが、一つの選択肢の一つとして、また今後、とりあえず、地元にある高校を盛り立てていこうということで協力をしていきたいと考えております。ええ、そういたしますと、二つ目の合併10周年の反省と今後のまちづくりについてお聞きしたいと思いますが、まあ、あのう、時間的なものもありますので、答弁は簡潔に、ええ、聞いたことだけを答えていただきますように、よろしくお願いいたします。ええ、まずあのう、まあ、1番、2番一緒にお願いをしたいと思いますが、この10年間の内で、ええ、このう合併して、旧3町村が一つになって、ええ、これは町民一つになって熟成されたなあという点、しかしながら、まだまだこれでは心もとない、もっと皆が協力、勉強すべきであるというような課題、そして、ええ、この11月には10周年事業の計画がされておると思いますが、そういった意味で、ええ、全町的な方々の町民、そして、企業の方との協力的な参加についてどのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええと、まず第1点の方、私の方から基本的な10年間の話しでありますので、お答えしたいと思います。ええ、熟成されたものとおっしゃいますけども、なかなか私振り返ってみても、そういうものは見当たらない。これはやっぱりもう合併した町ですから、まあ、20年、30年、40年かかるんだろうと思います。ええ、しかしながらまあ、熟成の芽が出てきたのは事実でございます、特に合併当初から考えると一体感というものはずいぶん出てきたかなあとと思います。ええ、それからビレッジプラ

イドの調査事業でも分かりましたけども、邑南町は住みやすい、その1番の理由は生活環境、上下水道、あるいはCATV、ということが挙げられていたというふうに思います。それから耐震についてはどの町よりも早くですね、26年度の矢上小学校の問題が片付けば100%校舎、体育館については耐震ができるということでもあります。未だ残る課題はまあ、ずいぶんあるわけですが、要はやっぱり自立に向かってやっぱりまだまだ足らんなあというふうに思いますし、きのう申しあげましたように、住民と行政の協働のまちづくりについては、さまざまところでまだまだ不足をしております。更には人権問題、これはですね、あのう、先日のアンケートも見たんですが、まだまだうちは低いなあと思います。それから特に私は手を着けられなかった問題としては商店街の活性化、これはなかなかやっております。ええ、商工会と今後一緒になってですね、ええ、商店街の賑わいをなんとかやっていきたいなあというふうに思います。ええ、それから今課題になっておりますのが、生活交通の問題。ええ、それから今一生懸命やっておりますが、防災、減災の問題であります。ええ、最後になりますけど、邑智病院と先ほど出た矢上高校についてはこれどなたが首長になっても毎年毎年の勝負であります。相手がいることでありますから、これは大変な邑南町にとっての大きな、大きな課題であるというふうに思っております。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(山中康樹) 総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) ええ、2点目の10周年事業の計画内容とみん、町民や企業との協調的参加ということでございます。平成16年10月1日に旧羽須美村、瑞穂町、石見町が合併いたしましたして、10周年を迎えようとしております。記念事業を計画しております、日程としては11月1日から2日間にかけて予定をしております。現在は大まかな予定しか申せませんが、概要は初日には記念式典を行い、さだまさしさん作の邑南町のイメージソングの披露、あるいは邑南町のカルタ、ゆるキャラの披露を予定しております。同日に町の表彰式を行いまして、合併後これまで町が、町がお世話になってきた方々へ、例えば進出企業会の方とか、への感謝状の授与等計画しておりますので、また表彰審議会へ諮っていききたいと考えております。また、記念講演に加えて男女共同参画推進の町、これ仮称でございますが、その宣言を行いたいということ。さらにあくる日には屋内では矢上高校をはじめとする町内学校の吹奏楽、あるいは地芝居、歌等の発表会や神楽の競演。で、屋外についてはA級グルメ、各種団体及び生産加工グループの産物の展示、地元企業の展示、消防、警察、自衛隊等の展示等考えておりますが、新年度になりましたら、早速、庁内で、庁舎内でプロジェクトチームをつくりまして、詳細な検討を行いたいと考えております。ご提案等がありましたら、できる限り取り込んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

●辰田議員(辰田直久) 議長。

●議長(山中康樹) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) ええ、町長も最初に言われたように、何が熟成されたかということ、なかなか分からない、私も、ええ、これだっていうことを聞かれてもすぐに答えられないかもしれませんが、しかしながら、今後はええ、どんどん熟成されていかなければならないのも事実でありまして、ええ、時代の変化に対応しながら、ああ、将来を担ってくる子

どもさんを育てていかなければならないのも事実であります。ええ、課題と言えば、ええ、旧町村単位でやはり対抗意識的なところがあって、これは無駄ではないかというような予算も見受けられるところもありました。そういったことが起こらないためにもある程度お互いに共有すべき点も多いような10年間ではなかったかと思います。ええ、そういった面では財政的支援に頼っているようなきらいも多いわけですが、ええ、きゅうしゅん、旧町村のものは旧町村のものとか、ほいからまた旧町村のやり方は、ああ、また踏襲していかなければいけないんだという、まあ、考えがまだ未だに残っている点もあるわけですが、これが後の発展に、ええ、ええ、悪い方の影響を与えるようでは駄目だと思います。この点を誰もが自覚して、ええ、次のまた節目の、に向かって努力していかなければいけないんじゃないかと思います。そしてイベントでございしますが、まあ、数多くの盛りだくさんなものが用意されているようでございしますが、まあ、そういった意味ではスポーツで地域対抗するのはいいと思いますので、そういったスポーツをとれ、取り入れた、ああ、あのう、交流イベント、それとやっぱり商工会さんとタイアップして、ええ、参加者が増えるような工夫をしていただくとか、ああ、それと邑南町出身者の方に帰町を促して、帰っていただく、そういった呼びかけもぜひともしていただきたいと思いますし、ええ、また、ええ、この前ゆるキャラの説明がありましたが、10点の中から選んで、投票を行っていただくような、まあ、これは確かに盛り上がると思いますし、そこで発表されれば、まあ、今後邑南町のイメージとしていろいろな活躍をしていただきたいと思いますので、まあ、投票方法をうまく考えられればいい結果が出るんじゃないかと思います。ええ、そういったしますと今の中にさだまさしさんの町のイメージソングというのがございました。ええ、これ、ええ、作曲、作詞作曲に1千万、そしてCDの作成に数百万というような予算が出ておるわけですが、まあ、これこの金額がまたどうこう言うのは賛否両論ありますので、ここで取り上げようとは思いませんが、ただ、ええ、さだまさしさんというのは本当に実際にあった事件とか、そういうドラマ、そういうものを歌にしたりとか、まあ、今回邑南町の様子を全部知っていただいた上でいろんな意味での、あのう、詩に入れて作っていただくということを聞いておるわけですが、そしてせっかく、ええ、そういった有名な方に作っていただくということは、まあ、それなりの、やっぱりええ、ち、邑南町の知名度が上がるとか、そこから経済的効果につながるとか、そういったものが今後期待されるわけでもございます。そういった意味では、ええ、まあ、全協の時にも聞きましたが、そのCDの作成もちょうど6千枚ぐらいなら、世帯数でいうと5千ぐらになんで、みんなに私は、ええ、そういった意味で一緒になって覚えて、宣伝していただくような形であるかと思ったら、まあ、制度上それは難しいということも聞きましたが、ああ、そういった意味では何かこういうときにこの詩を歌おうとか、ああ、町民の皆さんにも分かりやすく、まあ、還元という言い方はおかしいかも知れませんが、ええ、せっかく予算を投入して作るんなら、そういった面で、ええ、生かして、ええ、今後につなげていっていただくような、ああ、イメージソングに邑南町の歌にしていっていただきたいと思います。ええ、そういった中では、ええ、まあ、もちろんあのう、地元におる町民が、あのう、自分が先、私が先という身勝手な行動とか、そういった、あのう、とるんでなく、やはり町民融和のもとで、ええ、助け合いの精神とか、地元愛の熟成をするとか、行政と町民そいで人間、人同士があのもう、やっぱり信頼関係で、ええ、強い町だなあとかいうような、

感じるようなもの、土壌をつくっていかないと、やっぱりこういった10周年記念というのは、通過点であったというようなことではいけないので、それを今後固めていく土台とする10年の事業にさせていただくことがやっぱり大切ではないかと思いますので、まあ、その点まだ日数もありますので、ええ、町民からの意見も取り入れながら、そういった点を踏まえて、ええ、りっぱな10周年を迎えることを期待する次第でございます。ええ、そして、四つ目の質問に入らさせていただきますが、まあ、3番目を飛ばすわけではないんですが、それを踏まえて今後の住み続けたい邑南町として、どういった方法を取り、そして道州制も叫ばれる中、ああ、やはりまあ、ええ、町村会にしても、議長会にしても、ええ、道州制については一応反対であるということだと思ひますし、ええ、そういった形で私ども、おう、行動をとってるわけでございますが、しかし、平成の大合併というような例もありまして、不透明な点もたくさんあると思うわけです。まあ、その点を踏まえながら、例えそうなったとしても邑南町はやっぱりこういった方向で、いろんな機構改革も進めながら、一つの自治体として強く生き残っていけるような形を想定しながら、今後のまちづくりをしていくことも大切じゃあないかと思うわけです。まあ、その点について考えをお聞きできればと思います。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええ、まあ、最後にあのう、道州制のことも触れられました。まあ、あのう、議員も言われたように、全国の町村会も反対、町村議長会も反対ということでおそらく、このいらっしゃる皆さんも反対ではなかろうかなと思っております。それなぜ反対なのかと言いますと、国のあり方みたいなものが、しっかり議論されずにいわゆる効率論で語られているような話が先行しているのではないかなあと。つまり、基礎的自治体とは何なのか。ええ、従来たとえば乱暴な意見として、ええ、全国何十万人の市をいっぱいつくって、もう町、村をなくすんだとみたいな話もずいぶんあった。今もあるかも知れない。そうではなくてやっぱり住民自治の立場に立って、基礎的自治体の単位というものは何なのか、それと国との関わりは何なのかということをしっかり議論をしていないからこそですね、我々は危惧をしているわけでありまして。ええ、今の政府自民党等々が考えているものを進めますと、おそらく強制合併、きょうせいがっぱ、合併につながりかねないという我々は危惧をもっておるわけでありまして、道州制は反対であります。ええ、まあ、それよりもやっぱり近隣の町村、市町村、あるいは県境を越えての町村との連携、あるいは県同志の連携、そういうものをまだまだやっていく必要があるのではないかなと、そこがまだ不十分だと私は思ってます。例えば観光の問題にしても、防災の問題にしても、やっぱりこれは枠を越えて、自治体の枠を越えてやればまだまだいいものができてくるんですが、そこはまだまだやられてない、ということで、いきなり道州制ありきではなくて、やっぱり連携から始まって、だんだん国と地方のあり方、形というものが、あのう、いろいろこう議論されていくんじゃないかなとまあ、いうふうに思っております。したがって道州制も視野に入れた今後の本町の自治体運営のあり方っていうのは現時点では考えられません。ええ、そしてやはり、基礎的自治体との関連もあるわけでありまして、基本は住民が主役でありますから、住民自治の立場に立って今後も住み続けたい邑南町のまちづくりということを考えていかなきゃならなん。やっぱり町民が主役ということであ

ります。ええ、主役ということになりますと、さまざまなものについて町民がどれだけ参加をしていくかということでもあります。そこから、ああ、誇りというものが出てくるといふふうに、まあ、思っておりますし、それから当然、ええ、私どもはUターン、Iターンを促進しているものでありますので、ええ、昨日からもいろいろ議論が出ておりますように、ええ、例えば子どもたちにとってちさい時からふるさとの良さを伝えていく、今回の未来フォーラムの開催については私は究極のふるさと学習だろうというふうに、まあ、思っておりますので、まあ、そういうものをやっぱり継続していきながら、子どもの時からふるさとに対しての愛着を持たせていく、これが必ずUターンにつながってくるんだらうというふうにまあ、思っております。ええ、そういうところで誇りを持ちながら、町の風格、たとえば人の温もり、ええ、あるいは今ある景観を大事にしていこう、そんなものがやっぱりできあがって、ほんとにあのう、住み続けたい町というのが、ああ、完成していくんではないかなというふうに、まあ、思っております。

●辰田議員(辰田直久) 議長。

●議長(山中康樹) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) まあ、あのう、住み続けたい町でないと、ほんとにだめなわけですが、あのう、やはり経済的な支援も、弱者そしてまた高齢者、ええ、子どもさんの子育て等にも大切ではありますが、まあ、積極的な地域交流とか、ええ、公民館活動、子どもさんのふるさと教育、そして、ええ、子どもさんや高齢者に優しい町、ええ、から経済的にも安定して、そして生活環境も整い、安心安全であり、から災害にも強い町であるという、挙げればきりのない魅力をつくっていくことが大切だと思いますが、ええ、その中でも、先ほども言いましたように、ええ、いろんな面で、熱い思いをもった町民がたくさんいるということが、今後の町の発展に寄与してくるようには思いますので、そういった意味では、ええ、議論も交わしながら、こうした方がいいんじゃないかというようなのが堂々と言えて、それが堂々と反映されるようなまちづくりを目指して、是非ともお願いをしておきたいと思います。ええ、後もう、10分足らずになりましたので、大変あのう、そういった準備をされております担当課には申し訳ないところがありますが、まあ、この三つ目の、まあ、入札とか、工期設定の弾力性についてというのは、半分要望的なもの、町民の方やら、業者の方から聞いておることでございますので、ええ、先に全部を網羅して、こういった事例があるんだが、こう、どうかならないかということで、一括して、ええ、言わさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。ええ、まずあのう、去年の豪雨災害等の工事の増などで、まあ、今回の一般会計予算も過去最高額となりまして、ええ、約16億円の災害復興費が含まれております。ええ、その前に以前からも計画されていた工事ものたくさんあるわけで、ええ、業者の数や技術者の不足による発注の影響が、ええ、実際に早く直して欲しい町民の皆さんに、ええ、影響してくるんじゃないかだ、なあということを心配されている方が多くおられます。ええ、去年の災害は、ええ、昭和58年と違ひまして、農業施設関係を中心に中小規模の工事が多くあるのが特徴ではないかと思ひます。ええ、いつまで待てば復旧してもらえるのか、見込みはあるのだろうか、あるいは将来の生活設計まで変更せざるを得ないのじゃないかなと不安に思っておられる方もいらっしやいます。ええ、だからことこそ、やはりある程度の見通しとか、対応策などをその都度明確に説明をするとともに、工事の発注状況、そして計画、ええ、進捗状況につ

いても適時報告をしていただくようお願いをしておきたいと思います。ええ、そしてもう一つは年度末工期が多いのは今に始まったことではございませんが、邑南町の季節的要因からしまして、土木建築とともに、ええ、条件的に気候や気温の影響が大きくて、ええ、条件的にハンディを背負っているのがいいんじゃないかと思います。業者の方は責任とプライドをもって仕事をされておられるので、町が主体となっている工事は特に、ええ、町の裁量の中である程度工期を工夫をしていただき、ええ、条件設定にも弾力性を持たせていただくことで、余裕のある発注と工事ができることを望んでおります。ええ、もう一つは、ええ、入札制度というものは公平の中で行われるわけですが、ええ、まあ、以前にもありました、たとえば、ええ、瑞穂支所の建築の時、それから今回の臨時議会でしたか、今の小学校、瑞穂小学校の体育館の工事もありましたが、あのう、たとえば追加工事で高額な、まあ、金額の要件が出た場合においては、まあ、主体工事の落札業者が随意契約等で請け負う事例もあるわけですが、まあ、設計当初の段階で、当然必要と思われる内容の工事追加される場合も散見されております。ええ、そういった意味では議決で全員賛成にならなかったという意味はどこにある、ったんだろうかということをやっぱり担当課等でも究明をされて、その改善につなげていっていただかないとやはりその地域性とかいう問題じゃあなくて、やはりすべきものはすべき、これはもうちょっと考えるべきだということを地域を越えてやっぱり言い合えるというか、議論するようなことにしないと、やっぱりこの議会民主制というものは、なかなか、あのう、熟成しないような気もいたしますので、特にこういった小さい自治体でもそういったことができるものから、やっぱりあのう、取り組んでいくべきじゃあないかと思います。ええ、それと同一工事の入札参加者が落札業者の代わりに、まあ、下請けと言いますか、そういったとこに入って工事をするのは、ええ、深く考えればあまり好ましいことではないし、業者同士でもそれはだいたいタブーであるということも聞いておりますが、規則的にはそういった問題もないようにも聞いております。そういった面もやはりええ、入札を執行する側からして、ある程度の注意を払っておくことがやっぱり公明正大な入札であるということではないかと思います。今は業者数そしてそういったものが少なく大変な時かもしれませんが、こういったことを基本に今後のやっぱり参考にしていただきたいと思いますと思いますが、その点できること、できないことがあると思いますが、ええ、見解をお聞きしたいと思います。

●土崎建設課長(土崎由文) 番外。

●議長(山中康樹) 土崎建設課長。

●土崎建設課長(土崎由文) ええ、まず1番目の災害の復旧状況の報告についてということですが、ええ、これはもちろんあのう、各常任委員会が開催されておるときには報告をしてまいっておりますけども、ええ、町民の方に細かな報告をする、情報提供をする、ええ、発注の状況、竣工の状況、ええ、等々あのう、こういった情報を流すことも大事だろうと考えておりますので、またこういったことを検討して実施してまいりたいというふうに思っております。ええ、それと2番目、工期のことです。年度末発注が多いということで、まあ、当地のような雪が多いところでは何かと業者さんに負担がかかるということでございます。ええ、やむを得ず、あのう、工期の設定については年度末になった場合ですね、こういった場合もあのう、考えられておりますし、今回もそういった工事の発注をやむを得ずしております。ええ、こういったときにはですね、あのう、繰り

越し工事ということで、年度あらた、ああ、新年度にまたがる契約をさせていただこうというふうに思っております。ええ、工期の設定につきましては通常はあのう、島根県の建設工事の積算基準に基づいて、あのう、一般的な工期の設定をしておりますけども、そういったことができない場合は、ああ、そういった業者さんの負担になるような発注の仕方をやってしまうこともあります。そんなことのないように今後とも計画的な発注に心がけたいと思います。ええ、次に入札のことでございました。ええ、追加工事で随意契約でありますとか、ということで、ええ、公正な受注を妨げているものの可能性があるものとして、ええ、随意契約であるとか、えんこ契約になるという指摘だったというように思いますけども、ええ、随意契約につきましては、ええ、地方自治法の施工令例に規定がありまして、ええ、こういった場合にしか使ってははいけませんよというふうな規定がございます。ええ、1番、ああ、7項目ございますが、ええ、金額が少額な場合には随意契約、入札によらない、使ってもいいですよというような細かい規定があります。ええ、我々執行者はこういった随意契約を使うと工事が早くすむということで、ええ、使いたがる傾向にあるものでございますけども、この辺はあのう、施工令に基づいてしっかり管理しながら適切に執行しなければならないというふうに思っております。えと、それから下請けのことでございました。ええと、入札に参加した者が元請けの下で下請けをするという規定でございますけども、ええ、こういった場合も時にはあろうかと思えます。ええ、特にあのう、禁止されたことはないように記憶しております。議員ご指摘のようだと思いますけども、ええ、こういった下請けに入る場合は、下請け契約というものを発注者側に提示していただいております。こういった中で、適切な下請け契約になっているかどうか、適切な工事ができるかどうか、そのへんのところはこういった下請け契約書の報告に基づいて、ええ、チェックをしていかねばならないというふうに考えております。以上でございます。

●辰田議員(辰田直久) 議長。

●議長(山中康樹) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) だいたい時間もきておりますので、まとめさせていただきたいと思いますが、ええ、まあ、今の建設関係のこと、できるものからやはり取り組んでいただければと思っております。ええ、まあ、終わりにあたりまして、一言言っておきたことはまあ、今回議会に上程される議案の中には予算のようなものの一括して、ええ、上程されるもの、条例のように個別に上程されるもの、あのう、三上議員さんの質問にもありましたように、100の予算案の内、1個、あのう、納得がいかなくても賛成をすべきなのか、それともやはり自分の思いを通すか、やはり、そういった意味は議員個々の考え方にもよるところもあると思うわけですが、ええ、確かに難しい判断もあるわけですが、ええ、やはり大小の、予算の大小にかかわらずまあ、それと結論と結果が異なったとしても町民の皆さんと一緒に考えてくるような形で議員の者は意見を聞きながら、反映していきたい。それから町民の皆さまにも思いがどんどんいってられるような、ああ、議会の、と執行部の関係でありたいということも一緒じゃあないかと思います。いろいろと申しましたが、最後にええ、26年度はそうぎの、ああ、早期の災害復旧とともに10周年を迎える年でございますので、ええ、より一層の町民同士の絆が強くなりますことを祈念するとともに、ええ、また、ええ、次へのステップとなることを深く祈りまして質問とかえさせていただきます。ありがとうございました。

- 議長(山中康樹)** 以上で辰田議員の一般質問は終了いたしました。以上を持ちまして本定例会に通告をされておりました一般質問はこれで全てを終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後 1 時 1 5 分とさせていただきます。

—— 午前 1 1 時 3 3 分 休憩 ——

—— 午後 1 時 1 5 分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 請願の委員長報告

- 議長(山中康樹)** 再開をいたします。日程第3、請願の委員長報告を議題といたします。

本議会定例会において、請願第1号 邑南町男女共同参画推進の町（仮称）宣言に関する請願が、教育民生常任委員会に、請願第2号 高齢者の負担増と保険給付の削減を押し付け、市町村に責任を転嫁する介護保険の見直しに反対する意見書の採択を求める請願が、教育民生常任委員会に、請願第3号 T P P 交渉からの撤退を求める意見書の提出を求める請願が、産業建設常任委員会に付託されております。この審査結果について、委員長の報告を求めます。はじめに、請願第1号、邑南町男女共同参画推進の町（仮称）宣言に関する請願について、報告をお願いします。石橋教育民生常任委員長。

（委員長登壇）

- 石橋教育民生常任委員長（石橋純二）** 審査結果の報告をさせていただきます。平成26年3月13日、邑南町議会議長山中康樹様、教育民生常任委員会委員長石橋純二、請願審査報告書、本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第93条第1項の規定により報告をいたします。記、請願審査報告について、受理番号請願第1号、付託年月日平成26年3月3日、件名、邑南町男女共同参画推進の町（仮称）宣言に関する請願、審査結果は採択でございます。委員会の意見、この請願は瑞穂スキップの会会長日高政恵氏、一步の会会長鶴岡和美氏の連名で提出されたものであります。請願の要旨は邑南町では平成19年3月に「邑南町男女共同参画計画」を樹立し、改定を経て今日まで「みとめ合いささえ愛心ひびきあう町おおなん」を合言葉に生涯学習の中で取り組みを進め、住民レベルにおいても旧瑞穂地域と旧石見地域で自主的に活動が行われております。町の参画計画でも性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現がわが国の最重要課題と位置づけられております。が、町民の中にその重要性が認識され、定着しているかを問うとき十分とは言いきれません。合併10周年にあわせ「男女共同参画推進の町宣言」がなされることを求めるものである。委員会の意見としては異論なく採択することで一致をいたしました。措置、願意に沿うことが適当と認め、地方自治法第125条の規定により、町長に請願書を送付するものといたしました。以上よろしく願いをいたします。

- 議長(山中康樹)** 以上で委員長報告は、終了いたしました。委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 無いようですので、質疑を終わります。

(委員長降壇)

●議長(山中康樹) これより、討論に入ります。討論は反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。始めに、反対討論はありますか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありますか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。請願第1号の委員長報告は採択とすべきものであります。委員長報告のとおり、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、請願第3号、邑南町男女共同参画推進の町宣言に関する請願につきましては、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。続きまして、請願第2号、高齢者の負担増と保険給付の削減を押し付け、市町村に責任を転嫁する介護保険の見直しに反対する意見書の採択を求める請願について、報告をお願いいたします。石橋教育民生常任委員長。

(委員長登壇)

●石橋教育民生常任委員長(石橋純二) 審査報告について、報告をいたします。平成26年3月13日、邑南町議会議長山中康樹様、教育民生常任委員会委員長石橋純二、請願審査報告書、本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告をいたします。記、請願審査報告について、受理番号請願第2号、付託年月日平成26年3月3日、件名、高齢者の負担増と保険給付の削減を押し付け、市町村に責任を転嫁する介護保険の見直しに反対する意見書の採択を求める請願であります。審査結果は不採択であります。委員会の意見、この請願は島根県社会保障推進協議会会長池淵栄助氏より提出されたものである。請願書は、このたびの介護保険制度の見直しに反対するものであります。委員会では、請願書において問題としている点のうち、要支援1、要支援2の方の予防給付(訪問介護、通所介護)に関して市町村が取り組む地域支援事業に移行すること、特別養護老人ホーム新規入居対象者を原則要介護3とすることや地域の実情、人的要件も不明確な点については、請願と同様、容認できないなどの意見も出されました。しかし、低所得者の保険料の軽減化の拡充と一定以上の所得や資産のある方の利用料の見直しや施設利用者の食費、居住費の補填等に関して資産要件を追加し、費用負担の応能化を図るなどの見直しについては評価できる点もある。審査の結果は不採択といたしました。以上でございます。よろしくお願いいたします。

●議長(山中康樹) 以上で委員長報告は、終了いたしました。委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、質疑を終わります。

(委員長降壇)

●議長(山中康樹) これより、討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。請願第2号の委員長報告は不採択とすべきものであります。請願第2号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手少数)

●議長(山中康樹) はい、挙手少数。賛成少数。したがって、請願第2号、高齢者の負担増と保険給付の削減を押し付け、市町村に責任を転嫁する介護保険の見直しに反対する意見書の採択を求める請願につきましては、不採択とすることに決定をいたしました。続きまして請願第3号、T P P交渉からの撤退を求める意見書の提出を求める請願について、報告をお願いします。大屋産業建設常任委員長。

(委員長登壇)

●大屋産業建設常任委員長(大屋光宏) 請願審査報告をいたします。平成26年3月13日、邑南町議会議長山中康樹様、産業建設常任会委員長大屋光宏、請願審査報告書、本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第93条第1項の規定により報告します。記、請願審査報告について、受理番号請願第3号、付託年月日平成26年3月3日、件名、T P P交渉からの撤退を求める意見書の提出を求める請願、審査結果不採択、委員会の意見、この請願は邑南町農民センター石橋博会長より提出されたものである。請願の要旨は、農業や地域経済に計り知れない打撃を与え、国の主権をも脅かすT P P、環太平洋パートナーシップ協定交渉からの撤退を求める意見書を政府に対し提出するよう求めている。T P Pに対して邑南町議会は、22年11月には米をはじめとするすべての農産物の関税撤廃による地域農業への影響の不安からT P Pの加入に反対する意見書を、23年11月にはT P Pは農業だけでなく暮らしと経済のあらゆる分野に影響を及ぼすものでありながら国民的議論も合意形成もできていないことからT P P交渉参加に反対する意見書を国会及び政府に提出している。平成25年3月15日、安倍晋三内閣総理大臣はT P P交渉参加への決断を行い、現在、日米の2国間協議が行われている状況である。国民の不安に対して、国会は、衆参農林水産委員会で主要5品目の関税維持とI S D条項に合意しないことなど農林水産業の維持と国の主権を守ることを内容とした決議を、また、衆議院消費者問題特別委員会では食の安全を守るための決議をしている。政府においても、国会決議を尊重し交渉しているため、農産物の関税撤廃などで日米間の合意が得られず交渉は難航している。T P P交渉は国会決議を尊重し行われており、請願者の指摘する農業や地域経済に対す

る影響は十分考慮されていると考えられる。また、交渉の途中で理由もなく撤退をすることは、関係国の信頼を裏切り国益を損なうことになる。以上のことから、現時点でT P P交渉からの撤退を求めることは、理由もなく実現の可能性も低いことから本請願は不採択とすべきと委員の意見が一致した。以上です。

- 議長(山中康樹) 以上で委員長報告は、終了いたしました。委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、質疑を終わります。

(委員長降壇)

- 議長(山中康樹) これより、討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。請願第3号の委員長報告は不採択とすべきものであります。請願第3号について、採決とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手少数)

- 議長(山中康樹) はい、挙手少数。賛成少数、したがって、T P P交渉からの撤退を求める意見書の提出を求める請願につきましては、不採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案の討論・採決

- 議長(山中康樹) 日程第4、議案の討論、採決。これより、議案の討論、採決に入ります。ここで、宮田議員、日野原議員、辰田副議長の除斥について採決いたします。お諮りをいたします。議案第8号及び議案第9号につきましては、宮田議員、日野原議員、辰田副議長に直接の利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、宮田議員、日野原議員、辰田副議長を除斥したいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。よって、宮田議員、日野原議員、辰田副議長を除斥することに決定をいたしました。3名の議員の方の退場を求めます。

(3名の議員退場)

- 議長(山中康樹) それでは、始めに、議案第8号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第8号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第8号指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第9号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第9号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第9号指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。ここで、退場されております宮田議員、日野原議員、辰田副議長の入場を求めます。

(3名の議員入場)

- 議長(山中康樹) 続きまして、議案第10号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第10号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第10号指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第11号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第11号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第10号(後刻訂正あり)指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第12号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第12号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第12号指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第13号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第13号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第13号指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第14号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第14号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第14号指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第15号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第15号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第15号指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第16号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第16号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第16号指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。ここで、三上議員の除斥について採決いたします。お諮りをいたします。議案第17号及び議案第18号につしまし

ては、三上議員に直接の利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、三上議員を除斥したいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。よって、三上議員を除斥することに決定をいたしました。三上議員の退場を求めます。また、この議案第17号及び議案第18号につきましては、私に直接の利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により退場いたします。議長の私が退場いたしますので、その間の議長につきましては、辰田副議長にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

(三上議員、山中議長退場)

(辰田副議長、議長席へ)

- 辰田副議長(辰田直久) 議長が除斥により退場いたしましたので、地方自治法第106条第1項の規定によりまして副議長の私が、その職務を行わせていただきます。それでは、議案第17号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 辰田副議長(辰田直久) 賛成討論はありますか。

(「なし」の声あり)

- 辰田副議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第17号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 辰田副議長(辰田直久) 全員挙手、全員賛成です。したがって議案第17号指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第18号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありますか。

(「なし」の声あり)

- 辰田副議長(辰田直久) 賛成討論はありますか。

(「なし」の声あり)

- 辰田副議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第18号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 辰田副議長(辰田直久) はい、全員挙手。全員賛成、したがって、議案第18号指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定いたしました。ここで、退場されております三上議員、山中議長の入場を求めます。

(三上議員、山中議長入場)

- 辰田副議長(辰田直久) 私はこれで議長の職務を終えさせていただきます。

(辰田副議長は議長席を退席、山中議長着席)

- 議長(山中康樹) 続きまして、議案第19号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありますか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありますか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第19号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第19号指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第20号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第20号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第20号指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。ここで、石橋議員の除斥についてを採決いたします。お諮りをいたします。議案第21号につきましては、石橋議員に直接の利害関係がある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、石橋議員を除斥したいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。よって、石橋議員を除斥することに決定をいたしました。石橋議員の退場を求めます。

(石橋議員退場)

- 議長(山中康樹) それでは、議案第21号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第21号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第21号指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。ここで、退場されております石橋議員の入場を求めます。

(石橋議員入場)

- 議長(山中康樹) 続きまして、ここで、中村議員の除斥について採決をいたします。お諮りをいたします。議案第22号につきましては、中村議員に直接の利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、中村議員を除斥したいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。よって、中村議員を除斥することに決定をいたし

ました。中村議員の退場を求めます。

(中村議員退場)

- 議長(山中康樹) それでは、議案第22号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第22号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第22号の指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。ここで、退場されております中村議員の入場を求めます。

(中村議員入場)

- 議長(山中康樹) 続きまして、ここで、三上議員の除斥について採決をいたします。お諮りをいたします。議案第23号につきましては、三上議員に直接の利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、三上議員を除斥したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。よって、三上議員を除斥することに決定をいたしました。三上議員の退場を求めます。

(三上議員退場)

- 議長(山中康樹) それでは、議案第23号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第23号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第23号指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。ここで、退場されております三上議員の入場を求めます。

(三上議員入場)

- 議長(山中康樹) 続きまして、議案第24号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第2

4号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第24号指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第24号に対する討論に入ります。はじめに、第25号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第25号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第25号指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第26号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第26号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第26号指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第27号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第27号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第27号邑南町課設置 条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第28号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第28号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第28号公益的法人等へ

の職員の派遣等に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第29号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第29号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第29号邑南町表彰条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第30号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第30号に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

●議長(山中康樹) はい、賛成多数。賛成多数、したがって、議案第30号邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第31号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 無いようでございますので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第31号に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

●議長(山中康樹) はい、挙手多数。賛成多数、したがって、議案第31号邑南町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第32号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第32号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第32号邑南町職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きま

して、議案第 33 号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第 33 号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第 33 号 邑南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第 34 号に対する討論に入ります。

始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第 34 号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第 34 号 邑南町福祉医療費助成条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第 35 号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第 35 号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第 35 号 邑南町国民健康保険条例、もとへ、全員賛成、したがって、議案第 35 号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第 36 号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第 36 号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第 36 号 邑南町観光案内所条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第 37 号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第37号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第37号邑南町溜池施設条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第38号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第38号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第38号邑南町観光案内所条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。あれ。暫時休憩といたします。

—— 午後1時56分 休憩 ——

—— 午後1時59分 再開 ——

●議長(山中康樹) 再開をいたします。議案第38号邑南町若者定住促進住宅管理条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第39号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第39号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第39号邑南町消防団条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第40号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第40号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第40号邑南町非常勤消

防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第41号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第41号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第41号 邑南町地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第42号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第42号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第42号 邑南町地域資源活用技術習得条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第43号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第43号に対する賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第43号 邑智郡総合事務組合規約の変更につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第44号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第44号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第44号 邑南町市町村建設計画の一部変更につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第45号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第45号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第45号町道路線の廃止につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第46号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第46号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第46号町道路線の認定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。えー、議案の討論採決の途中でございますが、ここで休憩をいたしたいと思います。再開は、午後2時25分といたします。もとへ、午後2時20分とさせていただきます。

—— 午後2時 5分 休憩 ——

—— 午後2時20分 再開 ——

●議長(山中康樹) 再開をいたします。さきほど議案第11号に対する採決結果を申しあげます時、誤りまして、議案第10号と申しましたが、11号に訂正をお願いをいたします。続きまして、議案第47号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

●清水議員(清水優文) 11番。

●議長(山中康樹) 清水議員。

●清水議員(清水優文) 11番清水でございます。議案第47号平成25年度邑南町一般会計補正予算第8号に反対の立場で討論を行います。広島新庄高校補助金100万円の支出の必要性に疑問を感じます。昨年、夏の甲子園に隣の江津市の智翠館高校が甲子園に出場しました。本町は補助金を支払っていません。今までにも支払っていません。智翠館高校も新庄高校も同じ近隣の私立高校であり、町内には同じように両校の卒業生がおり、また、現在も両校に在校生がいます。近隣自治体からの矢上高校への通学者や近隣自治体での雇用などを考えても、北広島町のみの特別扱いする理由は見当たりません。智翠館高校へは補助金を支払っていないことや、近隣自治体との関係性からも、新庄高校だけに甲子園出場を機に、特別に補助金を支出する理由はなく、また多くの町民の方々が新聞報道等で疑問を感じております。このような理由で、本補正予算に反対をいたします。

●議長(山中康樹) 賛成討論はございませんか。

●石橋議員(石橋純二) はい。

●議長(山中康樹) 石橋議員。

●石橋議員(石橋純二) 私は、平成25年度邑南町一般会計補正予算第8号について賛成

の立場で討論を行います。ただいま本補正予算に対する反対討論が出されました。本来でありますと今回の補正予算は災害関連の予算も多数ございます。そうした中で、本来でありますと、修正動議を出されるのが当然の筋ではないかと考えております。今春の選抜高校野球に中四国代表として出場する広島新庄高校に対する補助金に対するもので、これは、私は賛成の立場で討論をさせていただきます。これまでの歴史的な交流、町村どうしのつながりを通して考える必要はないかとの意味で討論を行います。邑南町は旧3町村が合併してできた町村でありますのでそれぞれ町村の思いの違いはあろうかと思いますが以下の点について議員の皆様方の賛同を得たいと思い登壇をいたしました。一つ目には旧町時代、石見、瑞穂、大朝、千代田の4町村で陰陽交流協議会を結成して、県境をまたいだ親密な交流がなされておりました。なかでもそれぞれの町の公共施設、運動施設等の使用については、どの町の町民であっても同一料金で使うことができました。これも画期的な交流事業でありました。次に、瑞穂地域に限ってみますと火葬場、いわゆる紫光苑でございますが、これを大朝町と共同で使用しております。そして、旧施設については大朝町からも多額の補助金をいただいて建設されたものと聞いております。3点目、合併後には石橋町長の肝入りで三次市、安芸高田市、そして北広島町と災害時相互協力の協定も締結をされておるところであります。また、昨年8月の邑南町における災害時にも北広島町からも人的な支援をいただいております。また、4点目には、多額の寄付100万円という多額の寄付とのことでございますが、旧時代、昭和50年、70周年記念のときには、旧瑞穂町500万円、石見町100万円、羽須美村25万円、それから平成2年の85周年記念には瑞穂300万、そして石見10万、羽須美15万円、また、100周年記念のときには瑞穂150万、そして石見、羽須美50万、計200万円が支出しております。また、この町内には瑞穂地域に302人、石見地域に51人、羽須美地域に21人の卒業生がこの邑南町にいらっしゃいます。そして、邑南町となってからも町内から新庄高校野球部に進学されておる方もございました。新庄高校野球部は単に厳しい練習はもちろんでございますが、練習場への行き帰り、地域の方に対するボランティア、そして、あいさつなどもきちっとされておると伺っております。今回の町長の答弁にもありましたが、強豪ひしめく広島県の中でしかも同じ豪雪地帯のハンディがある中での快挙であります。寛大な心で祝ってあげたいと思う次第であります。皆様方のご子息、あるいはお孫さんがもしこの中にいらっしゃったらいかがでしょうか。議員の皆さんの中でもいかがでしょうか。私は子どもたちの純粋な気持ちを踏みにじることがないようにしっかりと応援していきたいと思っております。賢明なる邑南町議会の議員の皆様方の賢明なるご支持をいただきたいと思います、賛成討論といたします。よろしくお願いいたします。

●議長(山中康樹) 反対討論はありませんか。

●大屋議員(大屋光宏) 8番

●議長(山中康樹) 大屋議員

●大屋議員(大屋光宏) 議案第47号、平成25年度邑南町一般会計補正予算第8号に反対の立場で討論を行います。先ほど来、甲子園出場に対して補助を出すことの必要性、あの隣町との関係性については述べられてきました。ただ、あの近年全国的に見ますと全国大会へ出場するスポーツの中で高校野球だけを特別扱いして支援すること、これは、他のスポーツとの均衡を欠くことや、支援内容が不明瞭となりやすいことから自治体から甲子園

出場校への補助は見直されてきています。松江市においても、地元の甲子園出場校に対しては、市のPRにもなることから全国高等学校野球選手権大会応援団派遣事業補助金として支援をしておりましたが、直接的なスポーツ振興とは関係なく、また、他のスポーツとの均衡を欠くことから廃止された経緯があります。このようなことから、甲子園出場校に対して補助金を支払う自治体では、条例や要綱で補助目的と補助対象、補助金額を明確に定め、住民の理解を得る努力をされています。今回、新庄高校が甲子園に出場する北広島町においても、規定はありませんが、三原市のスポーツ活動激励金及び助成金交付規程を参考にして助成対象、金額決定の根拠等を町民に明示し300万円の支援を行っています。邑南町においても小、中学生を中心に子どもたちが全国大会に出場する場合の支援については明確な基準を設け支援をしているのが現状です。今後、町財政が厳しくなることから、経常経費2%削減や行財政改善審議会の開催を計画している中で、邑南町が要綱等の明確な基準も定めず、また、金額の積算根拠もないまま広島新庄高校へ100万円の補助金を支出することは、大きな問題があり、行政への住民の信頼感を失いかねないと考えます。よって本議案に反対します。

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

●日野原議員(日野原利郎) 15番。

●議長(山中康樹) 日野原議員。

●日野原議員(日野原利郎) えー、私はこの議案第47号に対して賛成の立場から討論をさせていただきます。あの一、今あの一、賛成反対それぞれ討論を聞いたなかで私が、ふっと出ようかなと思いましたので原稿はありません。あの一、思いつくままにしゃべりますのでよろしくお願いします。あの一、今あの一、それぞれ賛成反対の立場で討論がなされました。大変ご無理ごもってもあの納得できる内容であるというように私も思います。しかしあの、私は、あの一、当初はあの一、まあ隣町からああして出られるんで、まああの寛大な気持ちで言われたように、あの一、みんなで祝ってあげようやという気持ちで思っていました。しかし、今朝ほど新聞に出て、まあ、私の知り合いも何名かいろんなことを意見を言うてくる人もおりました。そうした中でこの本予算案という、補正予算案というのはさきほどありましたように25年度最終の予算案でございます。これは大きな、あの一、これが延びるということはあの一、大変な問題であろうし、あの一、やっぱりこれは、何と言いますか予算は成立しなければならないものだというように思っております。私としてはあの一、今の反対討論の中にもあったいろんな意見あるいは、今の、今、今朝の新聞を見ていろんなことを思われる町民の皆さんの意見、これらも踏まえたうえで予算は予算ですので、100万円予算ついたものを、執行する場合において、えー、再度執行部の方で熟慮されたうえで、100万円を支出するのか、あるいは金額を変えられるのか、どうされるのかについては、えー、執行部の方で熟慮をしていただきたいということでこの平成25年度一般会計補正予算第8号については賛成をすべきという立場で討論とさせていただきます。

●議長(山中康樹) 反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第4

7号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

- 議長(山中康樹) はい、賛成多数。賛成多数したがって、議案第47号平成25年度邑南町一般会計補正予算第8号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第48号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第48号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第48号平成25年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第49号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第49号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第49号平成25年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第50号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第50号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第50号平成25年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第5号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第51号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第51号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹)** はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第51号平成25年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第5号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第52号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第52号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹)** はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第52号平成25年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第4号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第53号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 賛成討論はありませんか。

- 中村議員(中村昌史)** 9番。

- 議長(山中康樹)** 9番、中村議員

- 中村議員(中村昌史)** 議案第53号一般会計当初予算に賛成の立場で討論を行います。本町も3町村合併からはや10年を迎えようとしております。その間、少子高齢化は一段と進み、地方財政を取り巻く環境は厳しくなる一方といえます。本町でも中期財政計画で示されているように、今年で合併特例期間が終了することから、町財政の重要な財源である地方交付税も今後段階的に減額され、昭和32、失礼、平成32年次には、現在より約8億円減額となるとされていることから、新年度、行財政改善審議会を立ち上げ、対策を協議していくとされています。そうした中で平成26年度予算は、合併以来最大の137億2千500万円で、昨年対比約22億円の増額となっております。これは、昨年8、24豪雨災害復旧を最重要課題として位置づけ、約16億円の復旧費の計上、また、いこいの村の耐震補強事業等で約7億円が計上されているためとなっております。全般的にも、昨年12月の定例会において明らかにされました平成26年度当初予算の編成方針のとおり、1、災害の早期復旧と安心安全のまちづくり、2、財政再建への道筋をつける、3、日本一の子育て村、A級グルメ立町の推進、4、所得向上対策、5、健康体力づくりの推進を重要課題とした予算と理解できます。消防防災対策の拡充や子ども医療費の無料化の継続、小中学校支援員の配置など教育環境の充実、矢上高校存続に向けた支援補助金の増額や支援専任職員の配置、あるいは農林商工の振興に向けた施策等、中でも長年の懸案でありました矢上小学校多目的集会施設建設事業が組み込まれたこと、本町福祉施策の一翼を担う社会福祉法人への建設費補助など幅広く町民の負託にこたえるものといえます。歳入面では、これまでの当初予算では例を見ない財政調整基金からの繰り入れや町債の大幅増額など、懸念材料もありますが、これらは災害復旧関連等によるもので、将来に大きく

影響することはないものと考えます。よって、本予算のとおり、災害復旧をはじめとして、各施策が計画に沿って適切に執行され、町民の期待にこたえられるようお願い、賛成討論といたします。

●議長(山中康樹) 反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第53号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第53号平成26年度邑南町一般会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第54号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第54号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第54号平成26年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第55号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第55号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第55号平成26年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第56号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第56号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第56号平成26年度邑

南町後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第57号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第57号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第57号平成26年度邑南町簡易水道事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第58号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第58号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第58号平成26年度邑南町下水道事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第59号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第59号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第59号平成26年度邑南町電気通信事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第5 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

●議長(山中康樹) 日程第5、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。本日、町長から議案第60号が提出をされました。議案第60号、邑南町防災の日の制定について、邑南町民防災の日の制定についてを議題といたします。提出者からの、提案理由の説明を求めます。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第60号の提案理由をご説明申しあげます。邑南町民防災の日の制定についてでございます。平成25年8月24日の豪雨は邑南町発足以来初めての

局地的な激甚災害を当町にもたらしました。しかしながらこのような大きな災害であっても人の意識と記憶は時間とともに薄れるものであり、古くから災害は忘れた頃にやってくると言われております。このたびの被災の歴史と教訓を後世に伝えるため、安全安心の町づくりの理念を刻む方策の一つとして邑南町民防災の日を制定しようとするものでございます。詳細につきましては危機管理課長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いします。

●**細貝危機管理課長(細貝芳弘)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 細貝危機管理課長。

●**細貝危機管理課長(細貝芳弘)** 議案第60号についてご説明を申し上げます。4日の日にも全員協議会の方でいろいろ説明をさせていただきましたが、重複しますがよろしくお願いしたいと思います。まず最初にあの災害対策基本法第7条というのがございまして町民の責務の規定がございます。これには自らの災害に備えることや食品など生活物資の備蓄や防災訓練や自発的な防災活動への参加、さらには過去の災害から得られた教訓の伝承など、これら防災に寄与するよう努めなければならないとされております。また、先にもありましたように昨年の災害につきましては、被災された方は別にしましても時間の経過とともに町民の意識も次第に薄れるなか、防災の取り組みが他人事とならないような具体的な動機づけが必要であり、これらのことを踏まえ、邑南町民防災の日を制定することで防災意識の高揚を図ろうとするものでございます。お手元の資料を見ていただきたいと思います。まず、1項目でございしますが、冒頭に8月24日の災害のことを記してございます。2行目から5行目にかけましては過去の災害の歴史を教訓として町民の防災意識の醸成と災害への備えの重要性について規定してございます。6行目からは安全安心の町づくりのさらなる向上のため邑南町民防災の日を定めるとし、広く防災運動を推進するとしております。町民あげて自らを守る自助、あるいは自主防災を中心としたお互い助け合う共助、さらには行政機関が行う公助と様々な防災に関する啓発運動が推進されることを大いに期待するものでございます。次に2項では、毎年8月24日を邑南町民防災の日としまして、それを含みます週を防災週間としております。特に防災週間を設定した理由としましては、町民の防災に関する活動の期間も考慮したものでございます。町民の皆様とともに防災運動の推進をはかる趣旨からも議員の皆様方の全員の議決を賜りたくご提案するものでございます。以上でございます。

●**議長(山中康樹)** 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより議案第60号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、質疑を終わります。これより討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第60号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第60号邑南町民防災の日の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 農業委員会委員の推薦について

- 議長(山中康樹) 日程第6、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。本件は人事案件でございます。本件に該当する石橋議員、清水議員の退場を求めます。

(石橋議員、清水議員退場)

- 議長(山中康樹) お諮りをいたします。議会推薦の農業委員会委員は2人とし、お手元に配布いたしております農業委員会委員の推薦についてのとおり、邑南町議会議員石橋純二氏、同、清水優文氏を推薦したいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員会委員は2人とし、お手元に配布いたしております農業委員会委員の推薦については、邑南町議会議員石橋純二氏、同、清水優文氏を推薦することに決定しました。ここで、退場されております石橋議員、清水議員の入場を求めます。

(2名の議員入場着席)

- 議長(山中康樹) 退席されておりました石橋議員、清水議員にお伝えをいたします。議会推薦の農業委員会委員につきましては、お二人を推薦することに決定をいたしました。ここで、休憩といたしたいと思います。再開は午後3時15分といたします。

—— 午後2時55分 休憩 ——

—— 午後3時15分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

#### 日程の追加 議長発議

- 議長(山中康樹) 再開をいたします。ここでお諮りをいたします。先ほど、三上議員他6名の議員から、発議第1号が、中村議員他7名の議員から、発議第2号が、日野原議員他6名の議員から、発議第3号が、提出をされました。発議第1号、発議第2号及び発議第3号を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題にいたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、発議第1号、第2号及び発議第3号を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(山中康樹) 追加日程第1、議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。
- 議長(山中康樹) 発議第1号、邑南町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたしま

す。提出者の説明を求めます。15番、三上議員。

(三上議員登壇)

●**三上議員(三上徹)** 発議第1号を提案させていただきます。平成26年3月13日、邑南町議会議長山中康樹様、提出者、邑南町議会議員三上徹、賛成者、邑南町議会議員清水優文、同辰田直久、同石橋純二、同亀山和巳、同中村昌史、同大屋光宏、邑南町議会委員会条例の一部改正について、上記の議案を別紙とおり会議規則第13条の規定により提出をいたします。提案理由を説明をいたします。お手元にお配りしております新旧対照表をご覧くださいと思います。内容は、別表の改正でございますが、情報推進課が廃止されることから、これを削除するものでございます。また、それにあわせて、「所管」という言葉を入れて、文言の整理を行おうとするものでございます。以上が改正の理由でございます。本文の方に帰っていただきますと、附則で、この条例の一部改正の施行日は平成26年4月1日としております。ご審議の上、適切な議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

●**議長(山中康樹)** 以上で、提出者の説明は、終了いたしました。本件に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、質疑を終わります。

(三上議員降壇)

●**議長(山中康樹)** これより討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(山中康樹)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。発議第1号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●**議長(山中康樹)** 全員賛成。全員賛成、したがって、発議第1号邑南町議会委員会条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案、あ、続きまして発議第2号、介護保険制度改革の見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。9番、中村議員。

(中村議員登壇)

●**中村議員(中村昌史)** 発議第2号を提案させていただきます。平成26年3月13日、邑南町議会議長山中康樹様、提出者邑南町議会議員中村昌史、賛成者邑南町議会議員石橋純二、同辰田直久、同漆谷光夫、同宮田博、同平野一成、同瀧田均、同大和磨美、介護保険制度改革の見直しを求める意見書の提出について、上記議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。提案理由を説明をいたします。先ほど不採択となりました請願第2号の委員会審査の中で請願そのものについては不採択といたしましたが、その

内容の中に評価賛同できる部分もありました。これは、その部分に委員会独自の意見も加えて改めて意見書を提出しようとするものです。内容につきましては意見書の朗読で説明に代えさせていただきます。1枚おめくりをください。意見書案を朗読をいたします。介護保険制度改革の見直しを求める意見書。政府は、社会保障審議会介護保険部会の介護保険制度の見直しに関する意見を受け、介護保険法改正案を国会に提出している。これによると、要支援者の訪問介護サービス、通所介護サービスを介護予防給付から切り離し、地域支援事業に組み入れることや、特別養護老人ホームへの入所資格を原則として要介護3以上の人に限定することなどが予定されている。このような制度改革が行われると、多くの高齢者が必要なサービスを受けられなくなり、サービスや費用負担に市町村格差が生じることが懸念される。よって、国及び政府に対し下記の事項について強く要望する。1、要支援者の訪問介護サービス、通所介護サービスを地域支援事業に組み入れることは個人給付を大きく変容させ、市町村格差が生じることから、介護予防給付に残すこと。2、要介護3に満たない人の特別養護老人ホームへの入所の機会を確保し、入所の判定にはそれぞれの実態を十分に考慮すること。3、利用者負担の引き上げは、利用の減につながらないよう長期的継続的な視点で慎重な対応をとること。4、包括的支援事業の内容充実に伴う包括支援センター運営事業費の増額財源は、国の責任において確保すること。5、介護人材の確保は介護サービス継続の基盤である。人材確保のため処遇改善や人材育成へ地域の実情を踏まえた財政措置を含めた施策を講じること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成26年3月13日、邑南町議会。なお、意見書の提出先でございますが、敬称を省略して申しあげます。衆議院議長伊吹文明、参議院議長山崎正昭、内閣総理大臣安倍晋三、財務大臣麻生太郎、厚生労働大臣田村憲久。以上のところへ提出しようとするものでございます。議員諸兄のご賛同を求めるものでございます。

●議長(山中康樹) 以上で、提出者の説明は、終了いたしました。本件に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、質疑を終わります。

(中村議員降壇)

●議長(山中康樹) これより討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。発議第2号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、発議第2号介護保険制度改革の見直しを求める意見書の提出につきましては、原案のとおり決定をいたしました。意見書は、

後日、政府関係機関に送付をいたします。続きまして、発議第3号TPP交渉に関する意見書の提出についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。10番、日野原議員。

(日野原議員登壇)

●**日野原議員(日野原利郎)** 発議第3号を説明いたします。平成26年3月13日、邑南町議会議長山中康樹様、提出者邑南町議会議員日野原利郎、賛成者邑南町議会議員大屋光宏、同三上徹、同辰田直久、同和田文雄、同平野一成、同瀧田均、TPP交渉に関する意見書の提出について、上記議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。提案理由ですが、先の産業建設常任委員会において、今定例会に提出されたTPP交渉からの撤退を求める請願の審査にあたり、委員長報告のとおり請願者の願意は理解できるが、現時点でTPP交渉からの撤退を求めることについては適当でないとの結論で一致しました。しかしながら、TPP交渉の経緯あるいはその具体的な内容等は国民に明らかにされておらず、今後の進展に危惧の念を抱かざるを得ません。よって、本委員会として現在の国及び関係諸団体の動き等を勘案したとき、別添のとおり、TPP交渉に関する意見書を提出すべきとの意見で一致したものです。意見書案を朗読いたします。TPP交渉に関する意見書。TPPは、現在の国民生活、とりわけ本町のような中山間地農業と地域経済に与える影響は極めて甚大であることから、本議会として平成22年11月には加入に反対の意見書を、平成23年11月には交渉参加に反対する意見書を提出した。しかしながら、昨年3月15日、安倍首相は聖域なき関税撤廃が前提ではない旨確認したとして、TPP協定交渉への参加を決断した。7月23日以降、米国の強い意向で年内の大筋妥結を目的に会合が重ねられたが、農林水産物等の難航分野を残し交渉妥結はかなわず越年となっております。オバマ大統領の来日を控え、協議も山場を迎えようとしている中、農産品以外にも守り抜くべき国益が存在し、その確認がどのように確保されていくかについても、その具体的内容は未だ明らかにされていない。そのため国民の懸念は払拭されているとはいえない。政府においては、昨年衆参両院の農林水産委員会において採択された環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉参加に関する決議を絶対に遵守し、農業農村の振興を確実なものにしていかなければならない。よって、交渉に当たっては次の事項に十分配慮するよう強く要請する。1、わが国農業における重要5品目の関税撤廃を阻止し、美しい農村環境や伝統文化など特有の農業農村社会を損なうことのないよう十分な措置を講じること。2、国益を十分に勘案し、守るべきは守るという姿勢で臨み、食の安全安心はもとより地方の活力が向上し、国民生活が守られるよう尽力すること。3、交渉の状況等については、国民に十分な情報提供を行うこと。4、国会決議が守れない場合は、TPP交渉からの脱退を含め、毅然とした行動をとること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。平成26年3月13日、島根県邑南町議会。意見書の提出先ですが、敬称を略して申します。内閣総理大臣安倍晋三、外務大臣岸田文雄、農林水産大臣林芳正、経済産業大臣茂木敏充、内閣官房長官菅義偉、内閣府特命担当大臣経済財政政策甘利明、以上のところに意見書を提出しようとするものであります。議員各位のご賛同

をお願いいたします。

- 議長(山中康樹) 以上で、提出者の説明は、終了いたしました。本件に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、質疑を終わります。

(日野原議員降壇)

- 議長(山中康樹) これより討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。発議第3号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、発議第3号T P P交渉に関する意見書の提出については、原案のとおり決定をいたしました。意見書は、後日、政府関係機関に送付をいたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第7 閉会中の継続審査・調査の付託

- 議長(山中康樹) 日程第7、閉会中の継続審査、調査の付託についてを議題といたします。各委員長よりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続審査、調査の申し出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査、調査に付することに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査、調査に付することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議員派遣について

- 議長(山中康樹) 日程第8、議員派遣についてを、議題といたします。お諮りをいたします。会議規則第126条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣したいと存じます。これに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 閉会宣告

- 議長(山中康樹) 以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了をいたしました。お諮

りをいたします。本定例会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、本日をもって閉会といたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●**議長(山中康樹)** 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。以上をもちまして、本日の会議を閉じます。これをもちまして、平成26年第2回邑南町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

—— 午後3時33分 閉会 ——